
◎開議の宣告

議長（杉山和彦君） おはようございます。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付されているとおりです。

本日の出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

職員につきましては、全員出席であります。

なお、議会広報資料とするため、一般質問の最中に職員が写真撮影を行いますので、ご了承くださいようお願いいたします。

（午前10時00分）

◎一般質問

議長（杉山和彦君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして、9番、菊地英史君の質問を許します。

9番、菊地英史君。

（9番 菊地英史君登壇）

9番（菊地英史君） 皆さん、おはようございます。私の一般質問を始めていく前に、議長のお許しを得まして、まず先月行われました菜の花フェスティバルについては、開花期間中の来町者数が延べ3万8,000人になるなど、町に大きな経済効果やにぎわいがありました。これも町長はじめ職員、関係者の努力によるものと感謝しております。

それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。町長はじめ、理事者の皆様におかれましては、明快なご答弁をよろしくお願いいたします。

1つ目の質問でございます。ゼロカーボンシティ宣言の成果と今後の取組についてであります。令和6年6月に当町がゼロカーボンシティ宣言を行ってから、およそ2年が経過しております。近年、地球温暖化に伴う気候変動は全国各地で深刻化しており、当町においても、農業、漁業、自然環境、住民生活への影響が懸念される中、将来世代に持続可能な地域を引き継ぐためにも、脱炭素社会への取組は重要な課題であると認識しております。

そのような中で、当町がゼロカーボンシティ宣言を行ったことは、環境意識の向上と地域としての方向性を示す意味で大変意義のあるものであったと考えております。そこで、宣言から約2年を迎えた現在の成果と今後の取組について以下の点をお伺いいたします。

1点目、宣言後の具体的な取組と成果についてであります。ゼロカーボンシティ宣言以降、町としてどのような施策や事業に取り組んできたのか。また、公共施設の省エネルギー

一化、再生可能エネルギー導入、住民啓発など、現時点での成果をどのように認識しているのかお伺いいたします。

2点目、今後の課題と展望についてであります。脱炭素社会の実現には、長期的かつ継続的な取組が必要であります。現時点で町としてどのような課題を認識しているのか。また、自然環境や地域資源を生かした再生可能エネルギー活用、地域振興との両立について、今後どのような方向性を描いているのかお伺いいたします。

2つ目の質問でございます。ラーケーション導入の可能性についてであります。近年保護者の働き方の多様化や体験型学習の重要性が全国的に注目されております。その中で、県内では青森市をはじめ各自治体で導入が進められているラーケーションは、家庭での体験活動や地域学習を学校教育の一環として位置づけ、一定日数を欠席扱いにしない制度であります。

当町においても、人口減少対策、子育て支援、地域資源を活用した教育、家庭教育の充実という観点から、導入の可能性を検討する必要があると思います。そこで、以下についてお伺いいたします。

1点目、ラーケーション制度をどのように認識しているのか。

2点目、現在全国及び県内各自治体の導入状況を把握しているのか。

3つ目の質問であります。役場庁舎内のバリアフリー化についてであります。現在高齢化の進展や障害者福祉への理解が深まる中、行政施設におけるバリアフリー化は重要な課題となっております。特に車椅子利用者、高齢者、足腰の不自由な方、小さなお子様連れの方などにとって、庁舎の利用のしやすさは行政サービスの受けやすさに直結するものであります。そこで、以下についてお伺いいたします。

1点目、エレベーターの設置についてであります。現在の庁舎における上下階移動について、高齢者や体の不自由な方への配慮は十分であると考えているのかお伺いいたします。

2点目、多目的トイレについてであります。車椅子利用者やオストメイト利用者、乳幼児連れの方など、多様な来庁者に対応した多目的トイレの整備についてお伺いいたします。

以上、3点についてお伺いいたします。ご答弁よろしくお願いいたします。

これで壇上からの質問を終わります。

議長（杉山和彦君） 町長より答弁を求めます。

町長。

（町長 石橋勝大君登壇）

町長（石橋勝大君） おはようございます。9番、菊地英史議員のご質問にお答えします。

ご質問の1番目、ゼロカーボンシティ宣言の成果と今後の取組についてであります、議員ご発言のとおり、地球温暖化問題は、最も重要な環境問題の一つとされており、今後極端な高温や大雨の頻度と強度の増加により、当町においても、農業・漁業・自然環境・住民生活への影響が懸念されます。

国では、2050年カーボンニュートラルを達成するため、地域の自治体、企業、住民などが主体となってCO₂の削減と、地域経済の活性化など、地域課題の解決と地方創生を同時に実現する取組を地域脱炭素とし、脱炭素を成長の機会と捉える時代の地域の成長戦略であるとしております。

町では、行政として、温室効果ガスの削減を率先して取組を実行するため、令和6年3月に横浜町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、令和12年度までの役場の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量を削減するための措置について定めております。

令和6年6月4日には、先人より受け継がれた自然を守り、育て、次世代へ引き継いでいくとともに、町民・事業者の協働により、資源循環の地球温暖化対策を進め、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、取り組んでいくことを私たちの使命と捉え、横浜町ゼロカーボンシティを宣言いたしました。

さて、ご質問の1点目、宣言後の具体的な取組と成果についてであります、町では令和7年4月から実行計画（事務事業編）の総合的かつ効率的な推進を図るため、各所属部署の長を委員とする横浜町地球温暖化対策庁内委員会を設置し、計画の進捗状況を点検・把握し、施策の実施、推進に取り組んでいるところでございます。

また、同年には県のあおもり脱炭素支援チームの支援を受け、職員向けセミナーを全3回にわたり開催し、脱炭素の取組の必要性や経済的効果、国・県の支援策などを学び、部局横断で取り組み、町民の皆様に地域脱炭素の理解促進に向け、周知を図っていきたいと考えております。

また、今年度は、公用車2台をハイブリッド車への更新を予定しており、町施設では照明のLED化など省エネ・再エネ技術のさらなる導入について検討してまいります。

次に、ご質問の2点目、今後の課題と展望についてであります、脱炭素社会の実現に向けて、町、町民の皆様及び各事業所がそれぞれ取り組んでおりますが、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、共通の目標を掲げ、協働により、取り組んでいく必要がございます。

また、町には豊かな自然があり、風力・太陽光・バイオマスといった再生可能エネルギーにおいて大きな可能性があることから、産・学・官・民が連携し、国・県の支援を受けながら地域脱炭素について一体となって取り組むことにより、新たな雇用の創出や地域経

済の活性化へと、自然と共生する人の営みへつながるものと考えております。

町では、平成31年2月に神奈川県横浜市と脱炭素社会の実現を目指し、再生可能エネルギーの活用を通じた取組を推進するため、横浜市内の企業13社と連携協定を締結し、横浜町で発電した電力を供給しておりますので、横浜市内での物販や交流など地域振興を継続して図ってまいります。

また、現在、町内で稼働している33基の大型風力発電の販売収益からの寄附金を積み立てている農山漁村活性化基金について、令和6年度は、1,800万円を積立てし、スマート農業等普及推進事業補助金やホタテ特定養殖共済事業補助金など農林水産業の事業に1,020万円を充当しており、今後とも幅広く農林水産業の事業等へ活用し、地域振興につなげていくとともに、再生可能エネルギーの地産地消について、先進的な取組を参考にしながら、町に合った地域活性化について、調査・研究をしてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

ご質問の2番目、ラーケーション導入の可能性については、教育長より答弁させていただきます。

議長（杉山和彦君） 町長の答弁が終わりました。

次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 小原広基君登壇）

教育長（小原広基君） ご質問の2番目、ラーケーション導入の可能性についてであります。近年、保護者の働き方の多様化や、体験型学習の重要性が注目される中、保護者が子供の学びのために共に体験活動や地域学習などに参加する場合、学校を休んでも欠席扱いとしないラーケーション制度を取り入れる自治体等が増えてきました。当町でも家庭教育の充実という観点から、その導入を検討すべきではないかということから、ラーケーション制度についての認識と全国及び県内各自治体の導入状況について、2点のご質問がありました。

ご質問への答弁に先立ち、まずはラーケーション制度について、教育長としての見解を述べさせていただきます。

子供時代、学校以外での貴重な体験や経験がその子供の成長にとって、かけがえのない学び・かけがえのない思い出となることを、私自身教職に長く携わってきた中で、子供たちの成長の姿から見聞きし、その価値を深く理解してきました。私は横浜町教育長として、本町においてもラーケーション制度の年度内導入を進めてまいります。

さて、ご質問の1点目、ラーケーション制度をどのように認識しているかですが、ラーケーションは、学習を表す「ラーニング」と、休暇を表す「バケーション」を組み合わせた造語で、子供が保護者や家族とともに、余暇を利用して学びに資する体験活動など

を、通常の学校教育活動が行われている平日でも、一定の条件下で欠席扱いとはせずに、学校を休むことを認める制度で、令和5年度に愛知県で初めて導入されました。

議員ご指摘のとおり、保護者の働き方は多様化してきており、学校が休みでも保護者は休みではないケースも多く、さらに共働きあるいはシングルで子育てに尽力する家庭の増加など、子供を取り巻く環境も様々です。

そのような社会状況の中、我が子の成長に少しでもプラスになることを保護者として求めることは当然で、親の願いでもあります。近年は子供の体験型学習を取り入れる学校や自治体、民間企業、社会教育団体等が増えてきましたが、平日に学校を休ませるといったことには保護者も引け目や抵抗を感じ、学校もあまり喜ばしく受け取らないといった現実があります。

そういった慣習とも言える一般的な受け止めに風穴を開けるべく、愛知県から始まったラーケーション制度は、冒頭で述べたとおり、学校以外での貴重な体験や経験を子供の学びや成長に生かすことができる制度として、今後着実に広がっていくものと受け止めています。

次に、ご質問の2点目、現在全国及び県内各自治体の導入状況を把握しているのかについてであります。分かる範囲での答弁とはなりますが、全県単位で導入しているのが愛知県、茨城県、山口県、徳島県で、沖縄県は高校ごとの判断での導入、全国の市町村単位では、別府市や日光市、青森県内では青森市が今年度4月から東北地方では初の導入となり、弘前市や八戸市でも現行制度を踏まえ検討中と聞いております。他の自治体でもこの制度に関心を持っているところが多いと感じています。

最後になりますが、ラーケーション制度は、子供の判断で行うものではなく、保護監督責任のある保護者の申請が原則となります。平日の授業を休むことになるので、授業の遅れが大きくなるように、既に導入している自治体では、取得できる日数や、重要な学校行事は除外するなどの制限を設けています。

また、学校を休む期間の学習は、原則自学自習・家庭学習での対応となることも保護者に理解・協力を求める必要があります。

しかし、そうであっても保護者が子供と触れ合える小・中学生の時代には終わりがあり、子供の興味や関心を向上させる活動、様々なスポーツ、キャンプや自然散策などの野外活動、親子で一緒に取り組むチャレンジ体験、普段は難しい時間をかけてのものづくり体験、美術館や郷土館巡り、また保護者が遠くの親戚などと協力して我が子に一人旅体験をさせるなど、学校とは違った学びが子供にとって一生忘れられないすばらしい学び・思い出となることは確実で、そのことが引け目なくできるように、制度化を進めたいと思います。

少子化により、横浜町の学校規模は小さくなっていきますが、一人一人の子供の学習機

会を大きく広げる新しい取組として、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いします。

ご質問の３番目、役場本庁舎内のバリアフリー化については、町長より答弁させていただきます。

議長（杉山和彦君） 教育長の答弁が終わりました。

次に、町長の答弁を求めます。

町長。

（町長 石橋勝大君登壇）

町長（石橋勝大君） ご質問の３番目、役場本庁舎内のバリアフリー化についての１点目、エレベーターの設置についてであります。役場本庁舎には、１階から３階まで各業務の窓口や会議室を配置し、町民の皆様は、それぞれのご用件により各階をご利用されているところがあります。

議員ご承知のとおり、役場本庁舎は、昭和50年に鉄筋コンクリート造３階建てで竣工され、既に50年が経過し、平成30年には耐震補強工事とともに長寿命化を図るための工事により、約20年間耐用する改修を行っておりますが、高齢者や身体の不自由な方の２階や３階へ移動するエレベーターがございませんので、大変ご足労いただいているところであります。

役場本庁舎に新たにエレベーターを設置するためには、建築基準法により大規模な改修工事が必要になるなど構造上においても非常に困難な状況であります。

町といたしましては、物価高騰対策支援給付事業を実施したときのように、１階のロビーで申請ができるよう、臨時で窓口を設置したり、２階へ御用のある方に対し、担当者が１階へ出向き、用事を済ませるなどの対応もしておりますので、今後ともソフト面のできる限りの配慮をしてみたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

次に、ご質問の２点目、多目的トイレについてであります。議員ご発言のとおり、車椅子利用者やオストメイト利用者、乳幼児連れの方など、多様な来庁者に対応できる多目的トイレは、必要であると感じているところであります。

役場本庁舎１階のトイレは、男女とも車椅子で入る開口部の確保と洗浄機能付洋式トイレへの変更は行っておりますが、扉の開閉、出入口の段差、手すりも片側しかついていないなど、支援者が必要な構造となっております。

ご質問の１点目でお答えしたとおり、役場本庁舎の構造上、オストメイト用の設備や乳幼児連れに対応できる多目的トイレとしての機能を備えたトイレスペースを確保することは困難な状況であります。

対象となる方々にはご不便をおかけしますが、人としての尊厳にも関わることでございますので、十分配慮し、支援してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、9番、菊地英史議員のご質問への答弁とさせていただきます。

議長（杉山和彦君） 答弁が終わりました。

1点目、ゼロカーボンシティ宣言についての再質問ございますか。

9番、菊地英史君。

9番（菊地英史君） ご答弁ありがとうございます。再質問でございますが、2点ほどございます。

ゼロカーボンの実現に関しては、行政だけではなく、町民、事業者との連携が重要と考えますが、現状においては町民の周知や参加の機会が十分と言えないと思われております。

そこで、今後学校教育や地域のイベント、家庭向けの省エネ支援など、町民参加を広げる具体策を今後どのように考えているのかというのが1点と、もう一点は、横浜町は2004年6月4日に、2050年CO₂排出実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を行い、今後は区域施策編を策定するとしていますが、現時点でどのような計画でいるのか答弁を求めたいと思います。

以上2点、答弁をお願いいたします。

議長（杉山和彦君） 町民課長。

町民課長（菊池和也君） ただいまの菊地英史議員のご質問にお答えいたします。

議員ご発言のとおり、町長の答弁にもございましたが、ゼロカーボンの実現には、行政だけではなく町民の皆様、事業者との連携が重要であると考えております。昨年度実施の職員向けセミナーを足がかりに、今年度は県及びあおもり地域脱炭素支援チームのご支援をいただきながら、国及び県の支援策を活用し、町民の皆様、事業者の皆様と連携した地域脱炭素の取組の具体化について検討してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

引き続きですが、2点目のご質問についてご回答いたします。先ほどのような質問の回答と重複する部分がございますが、町では区域施策編の策定については、カーボンニュートラルの達成及び地域脱炭素を進めるに当たり、必要不可欠であると考えており、現在国の支援策の活用に向けて、県のあおもり地域脱炭素支援チームの支援を受けながら検討中であります。できるだけ早期に区域施策編を策定し、カーボンニュートラルの達成に向けて、町民の皆様、事業者の皆様とともに地域脱炭素に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（杉山和彦君） 再々質問ございますか。

9 番、菊地英史君。

9 番（菊地英史君） 再質問へのご答弁ありがとうございます。ゼロカーボンシティ宣言は、宣言して終わりではなく、成果を町民に見える形で示していくことが重要と考えます。町民とともに進めていくことを強く要望して、質問を終わりたいと思います。

議長（杉山和彦君） そうすれば、2 点目、ラーケーション導入の可能性についての再質問ございますか。

9 番、菊地英史君。

9 番（菊地英史君） 教育長、ご答弁ありがとうございます。冒頭の答弁の中で、年度内に導入されるということでありました。内容に関してもかなり詳しくまとめられており、誰が聞いても分かりやすい答弁であったと感じております。ありがとうございます。

導入するということであるため、再質問はありませんが、まず青森県内においても青森市に次いで2 番目、上北郡内においては初の導入となるものと感じております。子供たちの教育環境も、この制度が導入されるに当たり、家族との学びの機会の創出や地域学習などの幅が広がっていくものと感じております。それを導入するに当たり、ルールづくりも併せていただくことを要望して、終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（杉山和彦君） 次に、3 点目、役場庁舎のバリアフリー化についての再質問ございますか。

9 番、菊地英史君。

9 番（菊地英史君） これにつきましてもご答弁ありがとうございます。住民サービスの拠点である本庁舎が利用しづらい状況にあることは、大きな課題であると考えております。誰一人取り残されない行政運営の観点からも、対応が必要ではないかというふうに思っております。今後ますます高齢化がさらに進むことを踏まえ、全ての町民が安心して利用できる庁舎環境整備を期待しておりますが、構造上の問題でなかなか難しいということでありました。改修が困難であろうとは思いますが、引き続き検討していただき、なるべく新庁舎建設の検討も早めていただくことを要望するとともに、ぜひ新庁舎建設時には誰一人取り残されない行政サービスを、高齢者とか障害者が安心して利用できる環境を整えていただくことを要望して、終わりたいと思います。

以上でございます。

議長（杉山和彦君） これをもって9 番、菊地英史議員の一般質問を打ち切ります。

次に、4 番、杉山大栄議員の質問を許します。

4 番、杉山大栄君。

（4 番 杉山大栄君登壇）

4 番（杉山大栄君） 皆さん、おはようございます。早速通告に従いまして、一般質問のほうを始め

させていただきます。私からは、大きく分けて3項目について質問させていただきます。

まずは、1項目め、高齢者世帯の屋根の雪下ろし対策についてであります。当町は、冬季における降雪量の増加や気温変動により、屋根の雪下ろし作業が大きな負担となっております。特に単身高齢者や高齢者のみの世帯では、雪下ろし作業そのものが大きな危険を伴っており、人的被害の防止が喫緊の課題となっております。県内におかれましても、今年の豪雪で亡くなった方のほとんどは、屋根雪によるものでした。屋根の積雪は、自分の建物だけでなく、隣接する建物にも被害を及ぼす危険があります。そこで、次の点についてお伺いします。

1点目、現在町として実施している高齢者世帯の屋根の雪下ろし支援策と利用状況についてお伺いします。

2点目、現行の課題と今後の改善方針についてお伺いします。

2項目めであります。原油価格高騰による影響と今後の支援策についてであります。中東情勢の長期化が続き、原油価格高騰及び物価上昇は、町民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしております。また、農業、漁業、建設業、運輸業をはじめとする燃料依存度の高い事業者においては、燃油価格の上昇が経営を圧迫しており、地域経済全体への影響が懸念されます。こうした状況を踏まえ、町として町民生活及び地域産業を守るため、迅速かつ実効性のある対策が求められていると考えます。そこで、次の点についてお伺いします。

1点目、原油価格高騰及び物価上昇が町民生活へ及ぼしている影響について、町はどのように認識しているのかお伺いします。

2点目、国や県の交付金を活用した町独自の原油価格高騰対策を進めるべきだと考えますが、見解をお伺いします。

3項目めであります。宿泊施設の拡充についてであります。近年当町においては、再エネ関連事業者、各種工事関係者、視察、出張者等の来町が一定数見込まれておりますが、一方で町内の宿泊施設数や収容人数については限りがあり、町外へ宿泊せざるを得ない状況も見受けられます。また、観光振興や交流人口の拡大を進めていく上でも、宿泊施設の充実は極めて重要な基盤であると考えます。そこで、次の点について町の考えをお伺いします。

1点目、現在当町における宿泊施設の現状をどのように認識しているのか。特に工事関係者や出張者、観光客の受入れ態勢についてお伺いします。

2点目、今後町として新たな宿泊施設の誘致について、検討または取組を行う考えはあるのか。また、民間事業者からの相談や打診の有無についても併せてお伺いします。

3点目、新規誘致だけでなく、既存の宿泊施設の増改築や規模拡大を支援する考えはあるのか、補助制度や支援策についてお伺いします。

以上、3項目についてご答弁よろしく願いいたします。

議長（杉山和彦君） 町長より答弁を求めます。

町長。

（町長 石橋勝大君登壇）

町長（石橋勝大君） 4番、杉山大栄議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の1番目、高齢者世帯の屋根の雪下ろし対策についての1点目、現在町として実施している高齢者世帯の屋根の雪下ろし支援策と利用状況についてであります。町ではシルバー人材センターへの委託事業による除雪作業と、対象者は限定されますが、町社会福祉協議会への補助事業である軽度生活援助事業の中で除雪サービスを実施しておりますが、屋根の雪下ろし支援は行っておりません。

次に、ご質問の2点目、現行の課題と今後の改善方針についてであります。議員ご発言のとおり、県内においても屋根からの転落及び落雪等による事故が多発しており、高齢者のみならず広く町民に対して除雪作業時の注意喚起をしていくことが重要であると認識しております。昨年度の降雪時には、シルバー人材センターへの除雪依頼が例年よりも多く、作業員も十分に確保できなかったことが活動の課題となっているところであります。

屋根の雪下ろし作業は危険を伴うため、シルバー人材センターでは屋根からの自然落雪後の除雪作業であれば、作業員で対応できる範囲内で作業可能となります。

今後も、町社会福祉協議会と連携を図りながら、除雪作業員の確保と除雪作業中の事故防止の徹底に努めて、降雪状況に応じた適切な除雪サービスに取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、ご質問の2番目、原油価格高騰による影響と今後の支援策についての1点目、原油価格高騰及び物価上昇が町民生活へ及ぼしている影響についてであります。議員ご承知のとおり、中東情勢の緊迫化により原油等の安定供給が懸念される中、原油価格やそれに伴い、ガソリン及び石油製品等の価格が高騰しており、町民生活においては食料品・電力・ガス・灯油等の物価高騰により、家計に与える生活コスト上昇の影響は相対的に大きくなっております。

また、各産業分野においても中小企業をはじめとする農林水産業、地域観光業及び医療・介護・保育施設等に対する全体的な生産コストの高止まり及び一定の資材等の品薄が続いていることにより、事業経営を取り巻く環境は今なお厳しい状況であります。

今後において、町民の皆様の生活負担軽減のため、各会議等で町民の皆様方からの物価高騰に対する貴重な御意見等を集約し、また各産業団体と情報共有し、町民の皆様が安心して暮らせるよう物価高騰に対する支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、国や県の交付金を活用した町独自の原油価格高騰対策を進めるべきについてであります。町では令和7年度において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用し、子育て世帯燃料費等高騰対策給付事業、福祉灯油購入助成事業、福祉・介護・医療等事業所物価高騰対策支援給付事業、農業・水産業物価高騰対策支援給付事業、中小企業等物価高騰対策支援給付事業、横浜町民応援商品券事業、物価高対応子育て応援手当支給事業を実施したことにより、町民の皆様や事業者の方々に広く支援をすることができ、負担の軽減を図ることができたと考えているところであります。

今後、国や県から原油価格高騰対策に活用できる交付金の交付があれば、効果的な原油価格高騰対策事業を速やかに実施し、町民の皆様方の生活支援を図ってまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、ご質問の3番目、宿泊施設の拡充についての1点目、現在当町における宿泊施設の現状をどのように認識しているのか。特に工場関係者や出張者、観光客の受入れ態勢についてお伺いしますについてであります。現在町内での宿泊施設は、爽やかな自然の中で家族ぐるみ、グループで楽しめる場の確保、健康増進とゆとりある生活を養うとともに、観光発展に資する目的とした砂浜海岸コテージのほか、民間宿泊施設が4施設あり、令和7年度中の砂浜海岸コテージ宿泊実績は、利用棟数で103棟、宿泊延べ人数で594人であり、民間宿泊施設の4施設では1万6,600人となっております。

また、昨年度の砂浜海岸コテージ宿泊者の中には事業者の方々が長期間宿泊する実績もございました。

今後においては、今年の3月に開通した横浜インターチェンジが下北半島への玄関口として利便性が増すとともに、観光客等が増加することを見込み、観光地域づくり法人であるしもきたツーリズムと連携した宿泊施設の受入れ態勢づくりの構築、また砂浜海岸コテージ及び民間宿泊施設については、商工会と連携し、PR等を含めた情報発信をし、観光振興とともに宿泊施設の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、町として新たな宿泊施設の誘致について、検討または取組を行う考えはあるのか。また、民間事業者からの相談や打診の有無についてであります。新たな宿泊施設の誘致については、現在のところ検討に至っておりません。

また、民間事業者からの相談や打診についてであります。昨年11月に横浜町に大型風力発電の建設を計画している業者より、作業員約50人の宿泊施設の用地として旧大豆田小学校校庭を借用したい旨の相談があり、町でも協議・検討を行い、令和8年4月16日の議会全員協議会において、議員の皆様より了解を得て、貸し出すことを決定しており、そのほかの相談等はございません。

次に、ご質問3点目、新規誘致だけでなく、既存の宿泊施設の増改築や規模拡大を支援

する考えはあるのか。補助制度や支援策についてお伺いしますについてであります、宿泊施設については、地域に外部から人の流れを生み、観光客やビジネス客を迎える拠点として多くの人に地域のよさを伝える場を提供し、地域全体の活性化につながる施設であると感じております。

今後においては、利便性の向上及び集客の回復による地域の活性化を目標とした宿泊施設への増改築等における町独自の補助制度等について、検討してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げ、4番、杉山大栄議員のご質問への答弁とさせていただきます。

議長（杉山和彦君） 答弁が終わりました。

1点目、高齢者世帯の屋根の雪下ろし対策についての再質問ございますか。

4番、杉山大栄君。

4番（杉山大栄君） ご答弁ありがとうございました。高齢者世帯の屋根の雪下ろしの支援策は、今現在ないということですが、そうすれば高齢者世帯の今の当町の屋根の雪下ろしに関する実態について、ちょっとお伺いしたいと思います。

まず、再質問1点目として、屋根の雪下ろしに関する事故や相談件数、あと例えば支援を必要とする世帯、こちらのほうの実態把握はしているのかどうか。もししているのであれば、これはどのような方法で把握しているのか、そちらのほうをお聞きしたいと思います。

ちなみに、今年度の4月に改正された町の総合戦略あるのですが、こちらに高齢者世帯の除雪支援件数、令和6年度の実施で250件と、これ記載があるのですが、ちょっとこちらもどのような高齢者世帯の除雪を支援したのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

再質問の2点目としては、高齢者にかかわらず屋根の雪下ろしというのはとても危険です。一般の方でも、年齢にかかわらずとても容易ではないと思います。他の自治体では、専門業者へ直接委託や自治体の補助の拡大に積極的に取り組んでおりますけれども、当町としましてもその辺の具体的な施策の検討に入る考えはあるのか。こちらのほうを2つほど再質問させていただきます。何よりも、やはり行政支援が実現されれば、町民の皆さんの冬場の大きな不安感が軽減されると思いますので、答弁をお願いします。

議長（杉山和彦君） 福祉課長。

福祉課長（深澤文人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

雪下ろしの実態把握については、現在把握していますのは、高齢者独り暮らしの世帯数は把握しております。雪下ろしに関しては、当町ではシルバー人材センターにおいても、先ほどのご答弁でもありましたとおり、行っておりませんので、実態については把握して

おりません。

2点目の補助の検討についてであります。県内においても他市、町で雪下ろしに対しての補助を行っているのは把握しておりますが、現在のところ町では検討までは至っておりません。雪下ろしに関しては、アンカー等がなければ大変危険な作業になりますので、その点をご理解いただきまして、ご質問の回答とさせていただきます。

議長（杉山和彦君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

4番、杉山大栄君。

4番（杉山大栄君） ありがとうございます。ぜひ住民の命を守る観点から、屋根の雪下ろし対策を福祉施策と位置づけて、予算の拡充をして、実効性のある支援を早期に実現するようお願いしまして、1点目は終わりたいと思います。

議長（杉山和彦君） そうすれば、2点目、原油価格高騰による影響と今後の支援策についての再質問ございますか。

4番、杉山大栄君。

4番（杉山大栄君） 原油価格の高騰、農業者や漁業者からは、燃料の上昇分を価格転嫁できないという声があります。さらに、今国のほうで延長されている軽油の減免があるのですが、これも今年で終了すると。今軽油引取税32.1円、内訳は暫定税率が17.1円、これは国の補助金が入ってゼロですけれども、そうすると実質本税の15円値上がりが来年から始まります。農業、漁業者にとって、このリッター15円の軽油引取税値上がりというのは、大変な問題だと思います。私は再質問として、今年度で終了する減免の終了時に、町のほうで何とか補助できないかなと思いますけれども、そちらのほうを答弁お願いします。

建設業者からは、資材が入ってこないとか、工事が遅れると、そうすると工事代金の入金も遅れる、その後また建て替えが長引き、悪循環になり、最終的には資金ショートに陥るわけです。今後さらに商工会等々、関係機関と連携して、相談体制をこちらのほうは強化していただきたいと思います。

再質問の2点目ですけれども、町民からはこの原油価格高騰によって、支援の即効性を求められる声が多く寄せられています。私は、国、県の交付金の活用以外にも、町独自の支援策を進めるべきだと思いますが、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（杉山和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（澤谷 誠君） ただいまの杉山議員の再質問にお答えしたいと思っております。

軽油の上がる部分の補助等に関しては、これは国等に要望してまいりたいなと思っております。

また、各1次産業の方々は今大変苦勞している中で、各産業団体では経営安定のための

燃料費等の価格高騰に備えたセーフティーネット事業を展開していると聞いております。
また、農業、漁業以外にも、畜産においても畜産配合飼料の価格安定制度等も活用していると聞いております。

いずれにいたしましても、様々な物価高騰の中で、町といたしましても物価高騰が長期化する中、各産業団体と情報共有し、国、県への対策についてはこれからも引き続き要望していく中で、町単独事業の継続及び増額による支援の強化、また各事業者の方々からの相談があった場合は適切に対応してまいりたいなと思っております。

また、2点目の町民への支援の即効性の事業に関してでございますけれども、杉山議員がおっしゃっているとおり、予算の範囲内で必要に応じて対応してまいりたいなと思っております。

以上です。

議長（杉山和彦君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

4番、杉山大栄君。

4番（杉山大栄君） 前向きな答弁ありがとうございました。ぜひ町民や事業者、原油価格高騰で、まさに今その影響を受けています。国、県に強く要望して、当町の実情に応じた迅速かつ実効性のある支援策をお願いしまして、2項目めは終わりたいと思います。

議長（杉山和彦君） 次に、3点目、宿泊施設の拡充についての再質問ございますか。

4番、杉山大栄君。

4番（杉山大栄君） 宿泊施設の拡充ですけれども、新規の誘致については民間に任せるのではなく、やはり町が主体となって情報提供や誘致活動を行うことが私は重要だと思っています。企業や事業者に対して、当町の立地や将来性を積極的に発信していただきたいと思っています。

また、既存の宿泊事業者にとって規模拡大の投資は、やはり将来的な需要予測はなかなか厳しいと思います。ぜひ町として前向きなご支援のほう、私は検討していただきたいと思っています。

この宿泊施設に関しての再質問ですけれども、宿泊施設の誘致に私は町有地も活用するべきだと思っています。私は、昨年3月定例会で、移住、定住に向けた町有地活用ということで、必要があれば無償で提供をというお願いをしたのですが、私は宿泊施設の誘致にも町有地の提供は活用するべきだと思っております。昨年3月、私質問したときに、町は答弁として、現在利用していない町有地については、利用計画の策定を進めていながら検討していくというご答弁をいただいたのですが、それではあれから1年3か月ちょっと経過しましたがけれども、そちらのほうの検討の進捗状況、今現在の進捗状況はどのようになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

再質問の2点目としては、例えば遊休施設を活用した簡易宿所や民泊等の可能性についてもちょっと見解をお伺いしたいと思います。

議長（杉山和彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（秋田和幸君） そうすれば、ただいまの再質問にお答えします。

1点目の町有地の活用計画の状況についてでありますけれども、今現在はまだ具体的なことは、計画のほうは進めておりませんが、また引き続き今後計画について検討していければなというふうに考えております。宿泊施設を誘致することができれば、やはり町に雇用も生まれますし、全体の観光客等の増加により、経済の活性化にもつながると思われしますので、この辺も引き続き再エネの業者であったりとか、いろいろな会社の状況も把握しつつ、検討していきたいなというふうに思っておりますし、さらに町のほうに相談等が来れば、それについても前向きな方向で検討していきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

議長（杉山和彦君） 杉山議員、2点目の民泊について、再度質問を詳しくというか、もう一回質問していただきたいです。

4番、杉山大栄君。

4番（杉山大栄君） 遊休施設を活用した簡易宿所や民泊等、遊休施設ということです。

議長（杉山和彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（秋田和幸君） 再質問2点目のほうなのですが、民泊施設や簡易施設の誘致ということでもありますけれども、町にも当然ご存じのとおり廃校になりました学校等もありまして、こちらについても業者等から相談があれば、町のほうでも積極的に検討していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（杉山和彦君） 再々質問。

4番、杉山大栄君。

4番（杉山大栄君） ありがとうございました。宿泊施設の拡充は、単なる利便性向上にとどまらず、やはり先ほども言っていましたけれども、雇用創出、地域経済の活性化、災害時の受入れ態勢としても、私は町の将来像を支える重要な施策だと思いますので、ぜひ誘致と既存施設の支援と両輪で進めていただくよう要望しまして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（杉山和彦君） これをもって4番、杉山大栄議員の一般質問を打ち切ります。

次に、5番、橋本円議員の質問を許します。

5番、橋本円君。

（5番 橋本 円君登壇）

5 番（橋本 円君） おはようございます。それでは、通告に従って質問をしたいと思います。

横浜町の指定文化財について質問させていただきます。町には、16の無形民俗文化財、3つの有形文化財、2つの天然記念物、3つの史跡があります。今回は、史跡について質問したいと思います。

町には、檜木瀧野明神不動尊、岩倉不動尊、牛ノ沢館跡が町の史跡に指定されております。岩倉不動尊は、補助をもらい、整備されたと先日の新聞にも載っておりました。檜木瀧野明神不動尊も、最近整備しているということも聞いております。とてもすばらしいことだと思います。牛ノ沢館跡は、自分も興味があり、5年ぐらい前に見に行った経緯もございます。そのときは、まだ草もそんなに生えておらず、車で中のほうまで行けたのですが、昨年の秋頃に行ったときは、草が生え、建築物ももう少しで朽ち果てるみたいになっておりました。せっかくの町の指定の史跡も、これは残念に思います。

聞くところによると、牛ノ沢館跡は、そこには小さな集落があり、高見城という城があったそうです。その周りには、今でも堀の跡があります。個人の管理している場所ですので、町が勝手に整備できないというのは分かりますが、やはりこれからも後に語りつなげていかなければならない大事な史跡ですので、何とか残していただければと思います。それでは、お伺いいたします。

牛ノ沢館跡をこれからどのように残していくのかお伺いいたします。

2つ目の質問に移ります。横浜町防災避難場所についてお聞きお伺いいたします。昨年大きな地震がありました。12月8日に起きた青森県東方沖地震では、マグニチュード7.5、横浜町でも震度5弱を記録する大きな地震がありました。横浜町では、漁港の地盤沈下、水道の漏水があり、むつ市では建物の壁が歩道に落ちたり、地盤沈下が起きたり、多大な被害がありました。これからも大きな地震があると予想されます。

東日本大震災では、太平洋沿岸は津波に襲われ、多大な被害に遭いました。これを踏まえ、国民の地震、津波に対する考え方も大きく変わっていると思います。12月8日発生の地震時に、ほかの町村ですが、避難所が分からなく、車で高台に避難して渋滞になっていた場所もあったみたいです。町民が川のそばに家があるので、近くの避難所が小学校だったために歩いて行ったところ、誰もいなくて困ったと聞きました。

また、横浜町では指定されている避難所はありますが、十分な整備がされているでしょうか、お伺いいたします。

- 1、横浜町の指定避難場所の鍵は、誰が開けるのでしょうか。
- 2、避難場所としての十分な設備は整っているのでしょうか。

以上2点についてお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

議長（杉山和彦君） 教育長より答弁を求めます。

教育長。

(教育長 小原広基君登壇)

教育長(小原広基君) 5番、橋本円議員のご質問にお答えします。

横浜町指定史跡の一つである牛ノ沢館跡の現状と今後の保全に関わる対応についてのご質問と受け止め、お答えいたします。

牛ノ沢館跡は、町指定第2号の史跡として昭和58年9月に指定されたものであります。現地出土物や地形的特色、古文書等の分析から、この地域では数少ない中世館跡として青森県埋蔵文化財センターの文献に登録され、保存状態等の確認のため、県埋蔵文化財パトロール事業の対象となっています。

横浜町教育委員会では、牛ノ沢館跡を貴重かつ重要な史跡として認識し、平成8年3月に現地に看板を設置しました。

看板に記された説明書きの一部をご紹介しますが、「牛ノ沢館跡。鎌倉時代の遺跡。戦国時代末から江戸時代の初期。牛ノ沢式部の館。当時の居館は川をはさんで南北に二館あり、まわりに堀をめぐらしている。牛ノ沢式部の名は寛永年間の八幡神社棟札にあり」とあり、遠く中央から離れたこの地にも、中世戦国時代まで遡る歴史上の地域有力者が存在したことを示しており、議員ご指摘のとおり、牛ノ沢館跡は後世に残し、語り継いでいくべき重要な史跡であると私どもも認識しています。

さて、そのような重要史跡である牛ノ沢館跡について、昨年5月に現地調査したところ、看板が劣化し、一部に破損が見られました。看板については、この史跡の重要性に鑑み、修繕ではなく新規に製作し、設置することとし、その後予算も確保できたことから、今年度中に完工する予定で進めています。

また、現地の状況は、かつては刈り払いなど人の手が加えられ、管理されていたようですが、ここ数年は次第に手が加えられなくなってきたようで、議員ご指摘のように、パトロールの際も草木をかき分けなければ前に進むことができないような状況となっています。

教育委員会としては、文化財担当職員が土地所有者・関係者にアクセスを行うべく対応していたところ、昨年史跡地の所有者と話をすることができました。所有者からは、「かつてこの地のお稲荷様を修繕する際、町が必要な整備をしてくれてありがたかった。草刈りなど定期的に行っているが、年々木などが大きくなり、昔とは大分風景が変わってしまったけれども、自分が生きているうちにどんな史跡なのか分かるのであれば、調査に協力したい」と、大変ありがたい言葉をいただきました。

今後についてですが、教育委員会としては所有者の理解を得て、小規模の現地調査(簡易測量・一部試掘)を実施する予定です。しかし、本格的な調査については、資金面でも

専門人材の面でも町単独では難しく、現実的には令和6年度から今年度まで続いている岩倉不動尊整備事業のように、助成事業を行っている企業や財団の支援が得られるように情報収集を進め、いつでも手を挙げられるように準備をしていきます。

同時に、価値ある町の財産を次の世代に残していく責任を果たすべく、他の自治体同様に職員自ら専門性を高める努力をすることや、町として文化財に明るい人材を育成することが将来的には不可欠と考えます。

最後になりますが、横浜町郷土館には古代を代表する桧木遺跡発掘物、近世は明治から昭和にかけての古い道具や民具類の展示物、唯一展示のない横浜の中世については、今後牛ノ沢館のジオラマを作製・展示して、歴史を一本につなげたいといった構想があることを付け加え、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

ご質問の2番目、横浜町防災避難場所については、町長より答弁させていただきます。

議長（杉山和彦君） 教育長の答弁が終わりました。

次に、町長の答弁を求めます。

町長。

（町長 石橋勝大君登壇）

町長（石橋勝大君） 次に、ご質問の2番目、横浜町防災避難場所についての1点目、横浜町の指定避難所の鍵は誰が開けるのかについてであります。議員ご承知のとおり、横浜町地域防災計画におきまして、横浜町内には13か所の指定避難所がございます。

それぞれの避難所に管理者がおりまして、各町内会の会館等であれば町内会長、小学校及び中学校は各校長、その他の公共施設については役場の施設管理担当課長が対応することとなります。

小学校及び中学校の平日の開校時間内であれば各校長のご協力をいただき、平日以外及び時間外での対応であれば町の関係課職員が引き継いでの対応となります。

いずれにいたしましても、災害が発生するおそれがある場合には、防災無線などにより避難指示等の発令と併せて避難所開設を住民等へ周知徹底してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、避難所としての十分な設備は整っているのかにつきましては、令和7年度に各避難所に防災備品保管庫と発電機、パーティション、簡易トイレなどの資機材を配備しており、飲用水、非常食及び簡易ベッドや毛布、感染症蔓延防止用にマスク、消毒液、体温計などなどについては、旭町地区の防災倉庫及び旧二中校舎の防災倉庫から必要とする避難所へ運搬することとしております。

また、平時での災害対応として、家庭における備蓄として、最低3日分、推奨1週間分として、引き続き町民の皆様へ周知してまいります。

また、町で備蓄する分で賄えないような長期にわたる場合においても、災害時応援協定を結んでいる民間事業者等の協力を得ながら対応できるよう努めているところであります。

町といたしましては、指定避難所の避難スペース及び備蓄品の確保を図るとともに、プライバシーの確保や感染症対策、健康相談や心のケアも含め、避難所の整備を進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。5番、橋本円議員のご質問への答弁とさせていただきます。

議長（杉山和彦君） 1点目、横浜町の指定文化財についての再質問ございますか。

5番、橋本円君。

5番（橋本 円君） 教育長の答弁もありがとうございました。答弁の中でいろんなことが分かったということなのですが、私もなぜこういう文化財とか、そういうのに興味を持ってやっているかといいますと、やっぱり子供たちにこれから、こういうことがあるのだよというのを長く伝えていきたい。

それで、先ほど教育長も言ったとおり、なかなかこの近くにはそういう建物がない。それは、やっぱり町としての誇りといいますか、そういうものを大切にやっていかなければならないと。何でもそうだと思うのですが、建物に関しても、無形、有形文化財、その他もろもろはずっと残していかなければならないと。郷土館の中にビデオで見られる神楽等はあるのですが、そういう有形のものに対しては、やっぱりなかなか子供たちも分からないのではないかなと思っております。ですから、これからは、当時を知る人というのはなかなか少ないのですが、その方からのお話を聞き、これから牛ノ沢館跡とか不動尊、そういうのも大事に守っていかなければならないのではないかと。

そのためにも、先ほどジオラマというのがちょっと出てきたと思うのですが、必要だなと思っております。やっぱり文化といいますか、こういう町の財産、予算をつけてきれいにしてもらいたいというのが私の望みです。また、子供たちにそれを見せて、実際はこうだったのだよというのをやってもらいたいなと思っております。有形、無形文化財、そのほかにあるのですが、子供たちのために、私はこういうふうなものが必要なのではないかなと、先ほども言いましたけれども、思っております。

あともう一つ、ちょっと郷土館に触れたいのですが、やっぱり郷土館ももっとお客さんが来られるような、それで横浜町にはこういう文化財があるのだよというようなラインといいますか、何とかお客さんを入れるような状態というのをもっとつくってもらいたいなという要望もあります。

また、案内する方、その人、学芸員というのですか、私はちょっと分からないのですが、その方もやっぱり置く必要があるのではないかなと。ただ見せるだけではなくて、

文化財とか、そういうのも現場へ行って見せるとか、そういう案内する方も必要なのではないか。予算はかかると思うのですが、そういう人を育ててもらいたいというのが私の望みでもあります。そういうことで、要望といいますか、時間もあれですけども、やっていただきたい。予算どうのこうのとあれなですけども、教育長、これからの発掘とか、それらに関して答弁があるのであれば、ちょっとお聞きしたいなと思います。ちょっとあれだったんですけども、申し訳ないです。

議長（杉山和彦君） 教育長、ありますか。

教育長（小原広基君） あるというか、せっかくですから。

議長（杉山和彦君） 教育長。

（教育長 小原広基君登壇）

教育長（小原広基君） 今予算云々ありますが、予算次第なのです、これは。なかなか具体的にやりたいことはたくさんあっても、やはりそれに伴う支出がどうしてもあるものですから、その辺を相談しながら、できる範囲でやっていきたい。

それから、昨年度オープンした郷土館を様々な形でフル活用して、たくさんの人をさらに呼び込めるように、工夫、対応していきたいなと、そう思っております。

以上です。

議長（杉山和彦君） そうすれば、２点目、防災避難所についての再質問ございますか。

５番、橋本円君。

５番（橋本 円君） 避難場所に関しても、各町内会のほうで集会所等々は鍵を持っている人が開けるといふことなのですけれども、防災計画の中でそういうことがあった場合、町長が本部長といいますか、そういうのになって指示を出すということは書いてあると思うのですけれども、それよりもやっぱり事が、例えば大きな地震が来た場合、今の地域防災組織ですか、自主防災組織というのがあるのですけれども、連絡を密にして、先にそちらの方々が例えば高齢者の方を避難させると。自分の命は自分で守るという前提があるのですけれども、やっぱりその方々の力を借りるとか、消防団の力を借りて、町長が指示を出す前にそういう人たちが動いてもいいのかなと思います。町と自主防災組織と消防団と、やっぱりそういう密な関係といいますか、相談、計画を立ててもいいのではないかなというのが私の思うところであります。

また、先ほど小中学校のことなのですけれども、あそこも校長が開けるといふことだったのですが、ある町で近くに小学校があって、電気がついていたらしいのです。でも、その中に人がいて、鍵が閉まって、高齢者の方たち、歩いてやっと行ったらしいのですけれども、そういう方がいるというのはちょっと不安な気がします。

だから、町としても最悪の場合のケース、例えば２月にやませ雪が降り、そのときに震

度5強の地震が来た、避難をしなければならないと。そのときになると、やっぱり防災組織、消防団がどこに避難させていいのか、また高齢者の方が誰に救助を求めればいいのか、その辺がちょっとまだしっかりとした計画にのっていないような気がします。ですから、町として町長が指示する前に、消防団、自主防災の方々とやっぱり密な計画を練ったほうがいいのではないかとというふうに私は感じている次第であります。

ただ、小学校は、どこの学校もそうだと思うのですけれども、特に横浜の小学校に関してはシャワー室、それから発電室、発電といいますか、そういうのもできているはずです。ですから、そこに避難する場合、誰がそこに連れていけばいいのか。それは町の職員なのか、自主防災組織の人なのか、消防団なのか、やっぱりその辺もしっかり把握していくことが必要なのではないかと、私はそう思います。

あとに関しては、段ボールハウスとか、相当倉庫に入っていると。これは、例えば集会所に行った人が夜におなかが減ったというか、そういう食料とか水とか必要な場合、初めからそこに設置しておけばいいような気もするのですけれども、今町長の答弁になると、その倉庫に入っているというのはちょっと違うのではないかなと。やっぱりある程度のものは、その集会所、学校、その辺に置いておくのがベストなのではないかなと思うのですけれども、その辺を再質問としてお聞きしたいなと思います。

議長（杉山和彦君） 総務課長。

総務課長（澤谷隆充君） そうしますと、5番、橋本円議員の再質問に対してお答えいたします。

まず、指定避難場所につきましては、地域防災計画の中にもございますが、基本的には避難所として開設する場合には、町長の指示、発令がございます。ただし、現在ある指定避難所につきましても、やはり災害があった際にはそこがちゃんと機能するかどうかというのを確認した上で、そちらのほうに避難していただくと、町民の方へ周知、報告をしていくことになります。

また、小学校を避難所としている場合、日中であれば、学校開いている際は、答弁にもございましたが、学校長の協力を得て、町民の方が行った際には、町の職員、配置する職員が引き継ぐと。時間外とかについては、休みとかについては、直接校長というよりは、まずは教育委員会のほうにかけて、教育委員会から校長にかけてというふうな形で、小学校、中学校を活用する際には、確認を取った上で避難所として開設するようになっていきます。

まず、町の公共施設以外の町内会の会館等につきましては、自主防災会立ち上げているところにつきましては、できればさきに述べたとおり、その施設がちゃんと機能できるかどうか、地震で壊れた、風水害で壊れた、そういうことがないようであれば町内会長さんが自主的に開けて、町内の方が避難してきても大丈夫なような対応をしていただけるよう

な状況にしております。ただし、町民の方が先に行ってしまうと、そこら辺はやっぱり開いていないような状況もございますので、そういう状況、警報とか非常警報等あれば、町としまして避難所を管理する町内会長さんとかに連絡を密に取って、避難所の開設のほうの依頼もしていくように考えております。

あと、要支援者の部分につきましては、やはりコミュニティーの関係で町内会さんのほうに頼むとかというのもございますし、町といたしましては要支援者台帳のほうも作成して、事前に避難が困難な方については、それを作成した上で避難が困難だという方の状況も踏まえて、町としてそちらを避難所のほうに持って行って、あと対応してまいりたいなと考えております。そういう方について、誰が支援するのかという部分については、ここについては自主防災会のある組織の範囲においては、そちらの自主防災会の範囲の中で、そういうものを事前に把握して、本人からの申立とか、あの人ちょっとやばいのではないかという場合は、事前にそういうことも確認して、また町であればそういう方がいるというのを町内会のほうにもお伝えして、また消防団につきましてもそういう情報を踏まえて、その区域を巡回した際に避難所のほうへ連れていくというふうな対応を考えております。

まだまだ町といたしましても、自主防災会のほうとそういう細かい打合せというのはなかなかできていない状況でございますので、大きな災害になる前にそれを実現してまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

回答につきましては以上です。

議長（杉山和彦君） 丁寧な答弁がありました。再々質問ありますか。

5 番、橋本円君。

5 番（橋本 円君） 再々質問ということなので、要望として終わりたいと思います。

自主防災組織と消防団との話合いといいますか相談、そういう会議は、いつも持ってもらいたいと思います。町民の安全と安心を守るため、やっぱりそういう自主防災組織とか消防団とかあるので、やってもらいたい。

また、避難所に関して、町の設備云々とありましたけれども、私の要望といいますか、自然苑、これも一つ加えてもらえればと思います。あそこは、風呂もあるし、炊事場もあると。また、畳敷きなので、大勢といっても、あれなのですけれども、何名かの方は泊まることが可能。これは、冬の間は除雪とかなんとかで入れないのは分かるのですけれども、それ以外の、例えば風雪害、風で屋根が飛んで入居することができないとなれば、やっぱりそういうのも必要なかと思います。ですので、これから災害ということで、いつ、どのような大きな災害があるか分かりません。やっぱり町民が困っていたら、町が手を差し伸べて助けてあげる、町民が安全、安心して暮らせるまちづくりをぜひともやってもら

いたいなと思うので、よろしくお願いいたします。

これで私の質問を終わります。

議長（杉山和彦君） これをもって5番、橋本円議員の一般質問を打ち切ります。

ここでお諮りいたします。午後1時30分まで休憩にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） よって、午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時36分

再開 午後 1時30分

議長（杉山和彦君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、7番、沖津正博議員の質問を許します。

7番、沖津正博君。

（7番 沖津正博君登壇）

7番（沖津正博君） それでは、早速通告していました項目について質問させていただきます。

質問項目は、大きく3つであります。1つ目のテーマは、人口減対策は子供たちの声を大切にということであります。人口減が進み、地域の集落や町内会では、役員や係の成り手がいない、担い手がいない等で団体や地域がもたない、将来不安の声が強まっています。町でも移住・定住リーフレットで、県も含めた人口減対策の情報発信に努めているところです。各自治体とも定住、移住合戦となっていますが、町の子供たちが地元に住みたい、これが一番ではないかと考えます。今、毎日の情報で、価値観の共有から都会生活が一層魅力化されているように感じます。さらに一步踏み込んだ地元愛を育みつつ、居住と暮らしが成り立つ環境整備が待たれていると思います。そこで、お伺いいたします。

①、中学生、高校生への住みたい横浜町アンケートを定期実施し、まちづくりの参考にする考えはありませんか。

②、親元就業も含め、地元就職への支援を行う考えはありませんか。

③、起業創業への支援を強める、また海、山の資源や特産物を活用する事業も含めた企業の誘致を積極的に進める考えはありませんか。企業事業の移住パンフレットを作る考えはありませんか。

④、少子化対策として大学、専門学校生への負担軽減や奨学金を創設する考えはありませんか。

⑤、町の移住・定住サポートリーフレットをホームページの目玉にできませんか。また、中古住宅取得への補助も考慮するべきではありませんか。

⑥、町の人口ビジョン計画における目標と現状、課題について伺います。

質問の大きな項目の２点目ですが、農家の価格と収入補填を求めるテーマであります。主要食糧法が国会で審議されています。農産物の不足には輸入で賄う方針で、これまでの自由化農政を踏襲しているにすぎません。世界の穀物危機に面し、いかに自給を高め、農家の持続可能性を真剣に求めた食糧法とは言えません。とりわけ米パニックの根本的な課題である国民への安定供給と、農家の持続可能性を支援する食糧法であるべきです。今年の米価が仮に採算割れになれば、また離農や休耕の繰り返しになります。資材、肥料の高騰を価格転嫁できない今の仕組みを補填する価格や収入の補償がどうしても必要です。消費税減税は喜ばしいものの、飲食料品が税率ゼロとなれば、生産者は仕入れの税金だけが上乗せされ、一層の苦難を強いられることになります。県、国への価格や所得の補填制度の拡充を求めつつ、町への可能な支援策を求めます。

３つ目のテーマは、植樹祭の復活など、森林環境の保全を求める点であります。温暖化対策、ホタテや海の生態、熊の出没など、森林環境が暮らしに大きな影響を与えています。

①、森林の環境保全を考える契機として、植樹祭や野山の魅力と保全の発信は大事と考えます。機会を見て取組ができないか伺います。

②、町有林の現状と活用について伺います。

以上、３項目であります。よろしくお願いいたします。

議長（杉山和彦君） 町長より答弁を求めます。

町長。

（町長 石橋勝大君登壇）

町長（石橋勝大君） ７番、沖津正博議員のご質問にお答えします。

ご質問の１番目、人口減対策は子供たちの声を大切にについてであります。議員ご承知のとおり、令和８年５月２９日に総務省が令和７年国勢調査速報を発表し、当町は人口が３,８１７人で、前回調査の令和２年と比較し、４１２人、９．７％の減となりました。

また、青森県においても前回調査と比較し、９万７,５８９人、７．９％減少し、減少率は全国ワースト２位となっており、人口減少が進んでいる結果となっております。

議員ご発言のとおり、人口減少は少子化、高齢化を伴い、生産力の低下や購買力の縮小だけでなく、深刻な担い手不足、さらに地域文化やコミュニティ維持が困難になるなど、地域社会や地域経済、医療、教育など様々な分野において将来に大きな影響を及ぼすことから、強い危機感を持ち、当町が今後も持続可能な自治体として発展していくためには、人口減少対策が最優先課題であると考えております。

さて、ご質問の１点目、中学生、高校生への住みたい横浜町アンケートを定期実施についてであります。当町では総合振興計画策定時及び人口ビジョン・総合戦略策定時の５

年に1回、中学生に対し、まちづくりアンケートを実施しております。

今後においても、計画策定時には中学生に対するアンケート調査を実施し、中学生の率直な意見を聞かせていただきたいと考えており、高校生に対するアンケートにつきましても、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、親元就業も含め、地元就職への支援についてであります。当町における地元就職の支援といたしましては、各ハローワークと連携し、町内企業等を含めた週刊求人情報を役場玄関に随時設置しており、来庁者に対し、情報提供をしております。

また、野辺地地区雇用対策協議会においては、活力ある社会の発展のため、次代を担う新規高等学校卒業者及び若年者の管内の就職を強力に促進するため、就職情報交換会や企業説明会等の雇用維持拡大に向けた各事業を展開しております。

各産業における親元就業等の支援については、国・県及び各産業団体の事業等を活用し、今後においては地元企業への就職促進に努め、町民が安心して地元で就職ができる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、起業創業への支援を強める、また海、山の資源や特産物活用する事業も含めた企業の誘致を積極的に進める考えはないか、企業事業の移住パンフレットを作る考えはないかについてであります。町では第6次横浜町総合振興計画の基本目標5の豊かな資源を生かすまちづくり、基本施策6の就労の場の充実において、働く場の拡充と雇用対策を掲げ、地域産業の活性化に向けての人材育成と創業支援及び優良企業の誘致を進めるため、県や関係機関と連携を図っているところであります。議員ご提案の海、山の資源や特産物活用する事業も含めた企業の誘致及び企業事業の移住パンフレットの作成については、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の4点目であります。6点目の答弁終了後に教育長より答弁させていただきます。

次に、ご質問の5点目、町の移住・定住サポートリーフレットをホームページの目玉にできないか、中古住宅取得への補助も考慮すべきではないかについてであります。町では移住・定住サポートリーフレットを作成し、ホームページへの掲載、町民課窓口において、転入者への配付及び役場正面玄関等へ配付用として置くなど、広く周知を行っているところであります。

今後においては、分かりやすく、見やすいリーフレットの作成及びホームページで目を引くような掲載方法について検討してまいりたいと考えております。

また、中古住宅取得への補助についてであります。結婚新生活支援事業において、世帯の合計所得金額が500万円未満で、夫婦ともに年齢が39歳以下であれば、1世帯当たり

30万円を上限に補助し、夫婦ともに29歳以下であれば、1世帯当たり60万円を上限に補助を実施しております。

次に、ご質問の6点目、町の人口ビジョン計画における目標と現状、課題についてですが、当町では人口減少に歯止めをかけるための目標と施策を定め、取組を進めていくことを目的に、令和8年3月に第3期横浜町人口ビジョン・横浜町総合戦略を策定しております。その中の人口の将来展望において、2060年人口は2,272人で、第3期社人研推計準拠より約450人の人口減少抑制効果が見込まれております。

また、基本目標において、少子化解消に向け、出生率の向上を目指し、1人の女性が生涯に産む子供の数を推定した合計特殊出生率は、2018年から2022年では1.37であります。2030年の目標値を1.65としております。青森県でも2029年までに1.68を目標としており、県でも少子化脱却に向け、2040年を目標に合計特殊出生率を2.0以上へと引き上げる「青森モデル」の実現に向け、子ども・子育て施策の充実を図っていくこととしておりますので、引き続き県と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

町でも、いち早く高校生までの医療費無償化、給食費無償化、保育料等の無償化を実現し、出産・子育て応援給付金のほか、出産祝金も1人目から1人につき10万円を給付するなど、子供を安心して産み育てられる環境づくりの充実や負担軽減を図っているところであります。

さらには、若い世代を中心として、結婚新生活支援事業、新築・リフォーム補助や家賃補助など移住・定住促進事業にも取り組んでいるところであります。

今後とも急激な人口減少に歯止めをかけるため、各種支援やあらゆる施策によって、誰もが横浜町に住んでみたい、住み続けたいと思える豊かな町を目指し、町の人口減少の抑制に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、少子化対策として大学、専門学校生への負担軽減や奨学金を創設する考えはありませんかについては、教育長より答弁させていただきます。

議長（杉山和彦君） 町長の答弁が終わりました。

次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

（教育長 小原広基君登壇）

教育長（小原広基君） ご質問の4点目、少子化対策として大学、専門学校生への負担軽減や奨学金を創設する考えはありませんかについてはありますが、現在、学生に対する支援につきましては、国の日本学生支援機構による奨学金制度をはじめ、青森県育英奨学会の奨学金制度や県内就職・定住を促進するための奨学金返還支援制度など、様々な制度が設けられております。

一方で、少子化が進行する中、子育て世帯の経済的負担の軽減や、将来の地域を担う人材の育成・確保は重要な課題であると認識しております。

町といたしましては、これまでの議会答弁でも申し上げておりますとおり、町独自の奨学金制度創設に向けて、職員採用への結びつけのほか、人材が不足している医療従事者への結びつけなど、また奨学金の貸与や給付の条件、奨学金の設定金額や返還期間など、横浜町に適した奨学金制度となるよう引き続き調査・研究してまいります。

町独自の奨学金制度創設につきましては、将来的な人材確保やUターン促進などの効果も期待されることから、前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

ご質問の2番目、農家の価格と収入補填を求めるについては、町長より答弁させていただきます。

議長（杉山和彦君） 教育長の答弁が終わりました。

次に、町長の答弁を求めます。

町長。

（町長 石橋勝大君登壇）

町長（石橋勝大君） 次に、ご質問の2番目、農家の価格と収入補填を求めるについての県、国への価格や所得の補填制度の拡充を求めつつ、町への可能な支援策を求めるについてであります。青森県全体での令和8年産主食用米作付意向調査においては、4月末時点で4万2,300ヘクタールであり、前年の実績と比較すると1,400ヘクタールの減となっております。減少傾向の理由につきましては、需給緩和や価格下落が懸念され、加工用米及び戦略作物への転換が考えられております。

また、近年の米価高騰においては、生産コストの上昇、天候不順と生育環境の変化、需給バランスの調整が主な原因とされております。

昨年は米取引価格が過去最高となっておりますが、生産コストの高止まりが続いており、所得が伸び悩んでいることが大きな課題となっております。

町といたしましても、今後米づくりにおける補助として、スマート農業用機械導入補助及び収入保険加入促進補助を継続し、国・県への要望において安定的な米の価格確保に基づいた経営所得安定対策及び各価格安定基金の拡充・充実による収入の安定化及び生産コスト低減等の必要性を求め、農家の方々が安心して米づくりができるよう、必要に応じた支援を実施してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

ご質問の3番目、植樹祭の復活など森林環境の保全を求めるの1点目、森林の環境保全を考える契機として植樹祭や野山の魅力と保全の発信は大事と考えます。機会を見て取組

ができないか伺いますについてであります、当町の森林の状況は、森林総面積は8,162ヘクタールで、町総面積の64.6%を占めており、林産物の生産・保全・水源涵養機能等多面的な機能を有しており、これらの機能の発揮を通じて地域住民の生活と深く結びついていることから、環境保全の意識醸成に向けた取組が大切であると考えております。

また、森林を適切に整備することにより、森林から供給される植物系プランクトンが含まれた栄養豊かな水が海へ流れ出し、陸奥湾内のホタテ養殖の生育に大きく好影響をもたらすとされ、森林の重要性に対する森林資源保全事業が必要不可欠であると考えております。

いずれにいたしましても、町森林計画に基づき、計画的に町有林・民有林の伐採等の整備及び森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度に基づく経営管理事業を実施しつつ、植樹祭の開催につきましても、国土緑化運動の中心的な行事でもありますので、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、町有林の現状と活用について伺いますについてであります、当町における町有林の面積は558ヘクタールであり、町内森林総面積の約6.8%を占めております。

町有林の整備については、今年度から整備計画の調査を実施し、条件のよい林業経営に適した町有林を選定し、来年度には整備事業を実施していく予定であります。

また、来年度以降の調査及び整備については、予算の範囲内に応じて計画的に実施し、町有林が有する公益的機能を発揮するための普及啓発、木材利用等の促進に応じた森林整備を推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げ、7番、沖津正博議員のご質問への答弁とさせていただきます。

議長（杉山和彦君） 答弁は終わりました。

1点目、人口減対策についての再質問ございますか。

7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） ①から⑥あるのですが、総じて再質問をさせていただきます。

再質問の1点目は、子供たちに対する地元キャリアの教育を進めてほしいということでありまして、教育長さんにその考えをお伺いしたいというふうに思っています。ある全国調査では、若者が地元に残らないという、これの一番の代表の原因が地元にも魅力的な仕事がないと思っている、それから2つ目が地元の働く大人の姿を知らない、この2つが地元に残らない理由なのだということで、ある意味では自分としてはショックなことであります。したがって、地元の仕事や魅力を知る、町では業種も数も限られてはいると思うのですが、しかし地元をよく知ってもらおうということがいかに大事なかなというふうに感じております。そこで、キャリア教育について教育長さんにお伺いしたいということでもあります。

それから、再質問の2点目は、誘致企業の件であります、誘致企業へ町に来てほしいという、そういう情報を発信しているのかどうか。今まで誘致企業についての取組は、具体的にどんなことをやってきたのかというのが2つ目の再質問であります。

それから、3つ目は、起業創業への町の助成、これを行う考えがあるのかないのか、そのことをお伺いしたいというふうに思っております。

やはり人口減、人を減らさないためには、仕事を増やす、維持させる、元気にさせるというのがイコールになってくるわけです。なので、仕事をどうやってつくっていくか、その取組についてお伺いしたものであります。

それから、再質問の次は……

議長（杉山和彦君） 沖津議員、3点だけで、もしまたありましたら続けてお願いします。取りあえず3点で打ち切りますので。

教育長。

（教育長 小原広基君登壇）

教育長（小原広基君） キャリア教育についてということに関して答弁させていただきます。

キャリア教育は、児童生徒の社会的自立、将来の職業的自立に必要な能力や態度、いわゆるキャリアの形成を図る目的で行われていて、現在は小学校から中学、高校、大学まで継続して、国策としてそこは重要視されて行われております。

横浜小学校、中学校では、年間を通じて計画的に職業体験やふるさと学習、環境教育、郷土行事への参加など、体系を通じて郷土の様々なよさを知り、ふるさと横浜で生きることの価値をキャリア教育として学んで、学んだことはキャリアパスポートに各自記録して成長してっております。

議員の一般質問の中にありましたけれども、アンケートの話がありました、アンケートを通じて、子供たちが今現在の横浜町を一体どう見ているのか、自分が大人になったら横浜町とどう関わっていききたいのかなど、アンケートで明らかになる、心の中にふだん思っている本音を表に出して、子供同士で、あるいは地元の大人と話し合ったりする機会、そういったことも私はキャリア形成上大変有効だと思うので、そうしたこともアイデアの一つとして、私は学校のほうに伝えたいと思います。

私は、今後とも次の時代を担う子供たちにふるさと横浜のすばらしさをしっかりと心に刻むためにも、キャリア教育を積極的に進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（杉山和彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（秋田和幸君） そうすれば、再質問にお答えいたします。

企業誘致の取組ということでもありますけれども、町のほうでは固定資産税の不均一課税

等によって企業が来た場合、固定資産税のほうが優遇される制度のほうも実施しておりますので、そちらの活用についてもホームページ等でPRしております。

また、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業補助金ということで、これは何かと申しますと、原子力施設等の立地及び周辺市町村における企業立地を支援するための一定期間やっている電気料金の補助制度というのもこれはあります。こちらのほうも今年度からホームページのほうに載せて、企業様のほうに来る場合にはこういう優遇措置があるよということで、周知のほうを図っておるところであります。

それから、3点目の企業への町の助成についてであります。今町単独の補助というものはありませんけれども、今後予算の許す限り検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（杉山和彦君） そうすれば、3点今答弁しましたけれども、3点の再々質問はありますか。

7番（沖津正博君） 再々質問ではないやつ。

議長（杉山和彦君） それでは、また戻って再質問。

7番（沖津正博君） それは2つあります。

議長（杉山和彦君） あと2つということですか。

7番（沖津正博君） はい。

議長（杉山和彦君） では、再質問、どうぞ。

7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） 再質問の2つをお話ししたいと思います。

再質問の4つ目は、空き家バンクが進んでいないというふうに今年の春の総合戦略の中に、空き家バンクの登録が少なかったとか、ゼロだったか1つだったかというふうに、空き家バンクがちょっと活用できないというふうになっていました。この状況について、どうして空き家バンクの登録が進まないのか。ぜひ空き家バンクを進めてほしいと思うのですが、その状況についてちょっとお伺いしたい。

それから、5つ目の再質問は、この人口ビジョン、総合戦略の中には、令和12年度まで誘致企業1が目標だというふうにうたってあります。ぜひ企業誘致を実現してほしいというふうに思っていますが、この手だてについてどういうふうに考えているかお伺いします。

議長（杉山和彦君） 再質問4点目の空き家バンクが進んでいない状況については、総務課長。

総務課長（澤谷隆充君） そうしますと、7番、沖津議員の再質問についてお答えしたいと思います。

空き家バンクの状況がどのようになっているかということで、昨年度におきましてもゼロであります。ただし、それはゼロでありますけれども、相談件数については昨年であれ

ば借りる部分、貸す部分については7件ございました。ただし、その状況、建物の状況があまり新しくない、老朽化が進んでいる状況であるので、それを借りるとなったとき、現地を見たときに、それはどうかというところで、借りる側のほうがそれに対して実際動けなかったという部分と、あとその部分で貸す側のほうも一応宅建とか、そちらの業者のほうに頼んでいるわけですが、うまく貸し借りの部分が調整できなかったということで、空き家バンクについては、実際の件数についてはゼロという内容であります。

以上です。

議長（杉山和彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（秋田和幸君） 2点目のご質問にお答えいたします。

企業誘致をすることは、町にとってはまず雇用創出、税収増、U I ターン就職等による人口増、地域経済の活性化につながるため、何とか町のほうといたしましても、県や関係機関と連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

先ほどの町長の答弁にもありましてとおり、沖津議員が要望しております企業向けのパンフレットの作成とかホームページの充実も図ってまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（杉山和彦君） 5点の答弁が終わりました。この5点についての再々質問ございますか。

7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） これは担当課で作った、私はすばらしいなと思って大変喜んで、感動しているのです。「横浜町はちょうどいい」と。これは、人の移住、定住に対するパンフレットで、非常に簡単に分かりやすく目玉商品が、いろんな施策が勢ぞろいしてあって、非常に感動して喜んで見ておりました。窓口だけではなくて、実は全戸配布をしてほしいと私は思っています。役場に来た人しか分からないのではなくて、全ての親の人たち、世帯の人たちが分かって、自分たちの親族、兄弟、子供たちに伝わるように、県外にいる人たちに伝わるように、まず親や家にいる人たちには知ってもらうということが必要ではないかなと思っていますので、町の町民だよりと一緒に、機会を見てぜひ全戸配布してほしいなと、これは要望です。

再々質問は特にないのですが、要望を出してもよろしいでしょうか。

議長（杉山和彦君） はい、どうぞ。

7番（沖津正博君） 結論から言うと、先ほど言いました12年度までに企業誘致1つを何とか勝ち取ろうではないかということを今日は訴えたいなと思っているのです。この中でも16ページに書いてあるのですが、どんどん人口が減っていきます。でも、生産人口が一定程度減っても、その後はあまり減っていかない。何でかということ、子供の数が極端に減っていかな

いから。要するに子供の数がある程度維持されていると、町の人口減も抑えられるというのはこのグラフが示している。簡単に言えば、子供の数が町の人口指標の一つになっているということなのです。なので、最初にお話しした子供の声を大事にしよう、アンケートを取って、なるべくそれに向かおうというのが一つの狙いだったわけです。

やっぱり移住するにしても、定住するにしても、仕事、それから住まい、それから子育てです。この3つがセットになっていますので、横浜町は子育てはもう私は県内でも最高の部類で進んでいるほうではないかなと。子育て宣言の町を出してもいいのではないかなと思うだけ進んでいると思っています。

問題は、住まい、そして仕事だと思っていますので、もちろん産業振興は、今も漁業とかいろいろ頑張っていただけていますが、やっぱり新しく仕事をする場所、雇用の場を何とか広めようというのが今日言いたいことなので、サテライトオフィスをつくりたいとか、いろいろあるのですが、やっぱり横浜の町はこうだよ、こういういいところがあるよ、そういう企業向けのリーフレット、これは移住者、人に対するリーフレットですけれども、企業に対する情報発信のリーフレットをぜひ作ってほしいというのがあります。

起業創業でいうと、隣近所を見ると、野辺地町では空き店舗や、そういうところで商売やっている。そういうのに上限60万円とか、それから創業、スタートアップ事業で上限100万円とか、そんなに数は多くないのですが、相談も増えて、四、五件事業採用されたりしています。それから、七戸町、それから六戸町も同じようなことで起業創業、様々な取組をやっているわけですので、何とか仕事をつくる、そういう努力を横浜でもやってほしいなというふうに思っています。

それで、1つ提案ですが、国でやっている地方創生人材支援制度というのがありまして、いわゆる民間のノウハウを持った人が横浜町に来て、起業創業、活性化のアドバイスをするというやつなのです。金は、600万円まで国も出すということなのです。地域おこし協力隊が来て大変喜んでいるわけですが、プラスこうした面も併せて、起業創業する誘致企業のノウハウも含めたこういう取組、先ほど午前中に質問した議員の方が宿泊施設の誘致とかいう話をされていたときに、相談があれば受けるではないと思うのです。やっぱり自分たちで情報発信していく、横浜はこういう町だよ、ぜひ来てほしいと。優遇税制はこうだよと。それから、例えば町有地なんかもしろいろ提供するよとか、様々な点で企業誘致の情報発信をしてほしい。とりわけ横浜市とみんな電力でやっているわけですから、そこで3社の事業者と契約しているわけですから、横浜市とそういう取組をしながら、では仕事はリモートワークで横浜町においでよというふうなことも可能ではないのかなというふうにも思ったりしているわけです。やっぱり相談したら受けるのではなくて、こっちから情報発信していくと、そういう姿勢が必要なのではないでしょうか。何とか12年度まで、

企業誘致を1つ町は掲げていますので、達成するように手だてを尽くしましょうではないですか。よろしくお願いします。

議長（杉山和彦君） そうすれば、2点目、農家の価格と収入補填についての再質問ございますか。

7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） 再質問の2つであります。現状で農家の収入を補填する制度はどういうものがあるのか、あるいはそれに農家の人たちがどのくらい加入されているのか、現状についてちょっとお伺いしたいというふうに思っています。

それから、ナラシ対策というのは経営安定対策の中であるわけですが、この積立金を国が3、農家が1と、1対3の割合で農家がナラシの積立金を行うわけです。積立金ですので、もらえなければ翌年に繰り越されるというやつです。このナラシ対策は、要するに平均収入が0.9下がった場合、平均収入から今年の収入を差し引いたときに、その差額の0.9を補填するというやつですので、非常に経営安定には効果があるものだと思うのですが、掛金が結構高いのです。なので、この掛金に対する助成の考えはないのか、この2つをお伺いいたします。

議長（杉山和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（澤谷 誠君） ただいまの沖津議員の再質問にお答えいたします。

町としての収入補填制度の代表的なものとしては、農業に関わる収入保険、また水稲共済であります。また、その収入保険の加入の人数であります。令和7年度でこの収入保険については青色申告者が要件でございます。令和7年度では、5人となっております。対象者が47人、うち5人で、加入率は約10.6%、また水稲共済の場合は水稲農家の方が78人中29名の加入となっており、加入率は37.18%でございます。この収入保険、また水稲共済の掛金についても町で単独の補助金を補助しておりますけれども、加入率向上促進のため、来年度においては補助率を少し上げてもいいのかなというふうに考えております。

2点目のナラシ対策の掛金の補助についてでありますけれども、今のところは考えてございませんが、今後検討してまいりたいなと思っております。

以上です。

議長（杉山和彦君） 再々質問ございますか。

7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） 実は今朝の東奥日報で、農林水産大臣が出していましたが、米の在庫がいっぱいあるから、米いっぱい作ると値段が下がるだろう、歴史が証明しているというふうなことで、米の値段が暴落していきだろうというふうなことを農林水産大臣がしゃべってました。同時に、質問の中にもありましたが、消費税の分、農家が損する分、それは

農水省としても責任を持って対応していきたいというふうなお話をされていました。でも、私は一番大事なのは、やっぱり安心して農家が作るには、生産費を割ったら、あるいは所得補償がしっかり出るというふうなことが一番だというふうに思っています。

そこで、さっきの収入補填、収入保険が5人しかいないというふうなことだとか、共済が78人のうち29人しか入っていないというふうなこと。水稻共済は、実は今どんどん共済金掛ける人がいなくなっています。というのは、安定的にまっしぐらが取れるわけですので、水稻共済から離れていく人たちがかなり多くなっています。それに加えて、このナラシ対策で、非常にそれをカバーする制度だなというふうに思っています。

再々質問は、ナラシ対策に入っている横浜の農家の人たちは何人いらっしゃるのかお伺いしたいというふうに思っています。

議長（杉山和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（澤谷 誠君） ただいまの再々質問にお答えいたします。

ナラシ対策、いわゆる畑作物直接支払交付金でありますけれども、令和7年度においては小麦で17名、菜種で20名となっております。小麦の場合は100%の加入率、菜種においては96%の加入率となっております。

以上です。

議長（杉山和彦君） そうすれば3点目、持ち時間はあと10分ですので。

7番（沖津正博君） 米問題は終わりです。

議長（杉山和彦君） 3点目行きますか。森林環境の保全についての再質問はございますか。

7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） 先ほどの答弁の中で、環境譲与税等を駆使して山林の町有林の更新を行ってきたいというふうな話をされておりました。町有林の更新は、予算の範囲でももちろん更新していくわけですが、どのくらいの面積で、例えばさっきの町有林は558町歩あるわけですが、来年度は何町歩ぐらいやっていくのか。558町歩を全てこなすというと、相当な時間も必要になってくるのかなというふうに思っていますが、環境譲与税だけで本当に足りるのかどうか、町有林の更新についての財源について思うところがあればお聞かせください。

議長（杉山和彦君） 産業振興課長。

産業振興課長（澤谷 誠君） 3点目の再質問にお答えいたします。

今現在の町有林については、町長の答弁にもありましたけれども、558ヘクタールあります。現状については、人工林を中心に有しておりますが、大部分は保育が必要な状況であることから、今後においては除伐及び間伐の保育施業を計画的に実施し、適切な森林整備に努めてまいりたいなと思っております。

令和8年度の当初予算では、町有林整備計画業務委託料として100万円計上させていただいております。今年は調査ということで、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、条件がよい町有林ということで、予定では太郎須田ため池の北側、もしくは松栄の上のほうの町有林をちょっと調査してみたいなと思っております。その調査の結果に基づいて、令和8年度に、面積はまだ調査していませんので、確定しておりませんが、予算の範囲内で整備していきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（杉山和彦君） 再々質問ありますか。

7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） 質問はありませんが、要望です。

本当に今の温暖化も含めた環境保全は、大事ななというふうに思っております。いかにして限られた財源で保全していくか、あるいは町有林を更新していくかという点では、例えばいい木だけ択伐していくという手もあります。それから、あるいはチップ材のほうがかえって高く売れるというふうなことで、チップ材にして出荷していただくというふうなことだとか、もう一つ、特に私が考えるのは、要するにCSR風力発電の事業者にとっても、やっぱり町の森林保全は必要なものだなというふうに思っています。企業の社会的な責任上、森林環境を保全していく、あるいは植樹祭にも協力、賛同していただくというふうなことも私は必要ではないのかなというふうに思っています。そうした町の森林の更新、あるいは植樹祭への協賛金等も含めた協力を町の風力発電事業者に訴えてもいいのではないのかなというふうに思っています。ぜひ検討していただければなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（杉山和彦君） これをもって、7番、沖津正博議員の一般質問を打ち切ります。

次に、2番、澤谷航一議員の質問を許します。

2番、澤谷航一君。

（2番 澤谷航一君登壇）

2番（澤谷航一君） 2点質問させていただきます。

1点目、太郎須田ため池で水力発電をについてですが、太郎須田ため池は水田作付に必要な農業用水確保のために昭和7年に築造されました。以来100年近く活用されていますが、近年は冬期間も本町地区の融雪用に役立っています。大規模改修された同ため池は、天然河川とは違い、土砂や流木等の混入がなく、安定した吐水が年間を通して確保されているのですから、これを利用して小規模水力発電を設置すべきと考えます。

ゼロカーボンシティ宣言をしているこの町のささやかな取組ではありますが、前向きな

姿勢を示すことにつながると考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

質問2点目、宅配業者の直営所を誘致していただきたいについてですが、宅配業者の取扱い荷物量が増え、貨物車両がひっきりなしに走っています。にもかかわらず、町内にあった宅配業者の営業所が撤退してしまいました。配達していただく荷物の受入れには何の支障ありませんが、いざ発送となると、町内の契約している店舗でも受け入れてもらえますが、冷蔵や冷凍品は難しくなりますし、業者の貨物車両に集荷を依頼することもできますが、回収時間が定まりません。町内に営業所を開設していただければ便宜がよくなります。町長の考えをお伺いいたします。

議長（杉山和彦君） 町長より答弁を求めます。

町長。

（町長 石橋勝大君登壇）

町長（石橋勝大君） 2番、澤谷航一議員のご質問にお答えします。

ご質問の1番目、太郎須田ため池で水力発電をについてであります。まず太郎須田ため池は議員ご発言のとおり、築造以来地域の耕地に農業用水を提供し、さらに現在では冬期間の融雪用水としても利用され、広く町民生活に活用されております。

また、令和3年には大規模改修により、強度も確保され、年間を通してさらに安全で安定した水の利活用がなされております。

そこで、太郎須田ため池に小規模水力発電を設置することで、ゼロカーボンシティ宣言をしている町としての前向きな取組姿勢を示せるのではとの議員のご質問とご提案であると承知しております。

太郎須田ため池は、受益者66戸、受益地が15.4ヘクタールであり、水利組合が組織され、管理と利用が行われております。

また、ため池自体も高台に設置されているため、動力ポンプ等による電力の必要はなく、自然勾配により問題なく利用されております。

小水力発電施設の県内事例について調べたものをご紹介しますと、平成24年度に設置された施設は、工事費が約2,900万円で補助率が2分の1、実証実験として整備され、ほかの財源も活用したことから、自己負担はなしで整備されています。

発電した電気の売電収入は、年間で約50万円であり、当初は順調に稼働していたものの、修繕に多額の費用を要することから、採算が合わなくなり、現在は未整備の状況とのことであります。

また、小水力発電のポテンシャルの検討と評価を試算した資料もあり、某ダムでは取水量が1分間に0.4立方メートル、落差35メートルでポテンシャルありとなり、取水量が1分間に0.3立方メートル、落差20メートルではポテンシャルなしと評価されています。

この資料を引用した場合、太郎須田ため池の評価は、取水量が1分間に0.3立方メートル、落差1.5メートルではポテンシャルなしとなります。

このような取組につきましては、何よりもまず水利組合との同意や調整のほか、事業実施主体の選定や長期の事業展開を考慮しながら、イニシャルコストとともにランニングコストも想定した上でじっくりと検討する必要があると思われます。

町といたしましても、ゼロカーボンシティ宣言により、さらに住民生活と自然環境との共存を第一に考えながら、地域としての再生可能エネルギーの促進を図っておりますので、議員のご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、ご質問の2番目、宅配業者の直営所を誘致していただきたいについてであります。議員ご承知のとおり、町内にあった宅配業者の営業所は、令和6年2月に閉店したため、宅配業者の営業所を利用する場合は、近くであれば、むつ市、野辺地町、六ヶ所村へ荷物を持っていくこととなり、自宅から荷物発送する集荷サービスも自分の時間どおりとしないことが多いため、大変不便な思いをしているものと考えております。

さて、当町において荷物を発送する場合には、町内の商店等における宅配業者の取扱店は8店舗あり、冷蔵・冷凍の荷物にも対応しております。

また、郵便局では、ゆうパックの発送もあり、冷蔵の荷物の取扱いもございますし、このほかにも宅配業者による集荷サービスもありますので、まずはこれらのサービスを活用していただきたいと考えております。

議員ご提案の町内に宅配業者の営業所を誘致できれば、大変便利となりますし、地元雇用も生まれますので、今後においては、当町へ宅配業者の営業所の開設について宅配業者へ要望してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。2番、澤谷航一議員のご質問への答弁とさせていただきます。

議長（杉山和彦君） 答弁が終わりました。

1点目、太郎須田ため池で水力発電をについての再質問ございますか。

2番、澤谷航一君。

2番（澤谷航一君） 当町では、太陽光発電から水素をつくるということも検討しましたが、採算性の観点から事業化を断念しております。この近隣では、例えば佐井村では環境省の脱炭素先行地域づくり事業に選定され、令和5年からその事業に積極的に取り組まれています。この町でも何かできないかというところからの提案だったのですけれども、100年前に先人が築いたこのため池を、その当時想定できなかった活用法を考えるのが現代を生きる我々に与えられた使命、課題であるのをクリアすることは、我々がその先人の労苦に報いることになるのではないかと考えます。

七戸町、旧天間林村なのですが、土地改良区の水路に簡単に取り外しできるような発電

機が設置されたりしているのを見えていますし、例えば十和田市であれば稲生川の土地改良区では大規模な発電設備を造って売電までもしています。再生可能エネルギーの固定価格買取制度、F I Tですが、それはやっぱり難しいというのは、去年も我々は自費で寿都町に行って風力発電を視察させていただきましたけれども、現時点では町が株式会社を設立して、風力発電から売電をしているのだけれども、新たにその設備を更新してからもF I Tに乗せるというのは難しいということで、寿都は今高レベルの廃棄物を受け入れようということにも手を挙げているということも聞いてきましたけれども、ここはそんなに大がかりなことではなく、それを活用して、例えば明かりをとすとか、そういうせっかくある水をただ垂れ流し状態というのは、田んぼをつくるだけでしか使っていないというのはもったいないなという感覚での提案ですし、またあのため池は、例えば道の駅、それから三保野公園を通して、周遊のいい憩いの空間としても活用できるのではないかとと思うので、そういうところの整備とともに、野生動物が出没しづらくなるような、そこは人間のエリアなのだということを示すためにも、そのような方向づけも何とかつくればなと思ったりもします。

県の土地改良区事業団辺りに相談すれば、例えばどのくらいで整備できるとか、そういうことも調べてもらえる可能性もあるかと思うので、そういうことも検討していただきたいと思いますので、答弁をお願いいたします。

議長（杉山和彦君） 建設水道課長。

建設水道課長（田浦良次君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

町長先ほど答弁したものが、旧天間の水力発電の中身でして、今現在故障してしましてストップしていると。修繕するのに3,000万円ほどかかると。年間、一般家庭約3世帯分ぐらいの発電量をもって売電して、年間約50万円の売電収益になるものだったのですけれども、修繕にお金がかかると。イニシャルコストは、補助等で賄えてほぼかからなかったのですけれども、ランニングコストでこのように補助がかかると。止まってしまったのですけれども、それを撤去することもできないということで、補助事業でもありますし、減価償却もまだ残っているので、撤去もできないということで、今未整備で棚上げ状態ということで、今後については今後検討していきたいという中身でしたので、こういう事業につきましてはやっぱりじっくり考えて検討していかなければいけないということで、先ほどの町長の答弁のとおりであります。

以上です。

議長（杉山和彦君） 再々質問ございますか。

2番、澤谷航一君。

2番（澤谷航一君） 設備費で、大規模なことしか想定されていないようなのですけれども、実は発

電機なんていうのは、家庭の水道水のホースにつないでも発電できるような、おもちゃみたいなやつもあるのです。その規模からいけば、太郎須田のため池から吐き出しているあの水は、もう相当な発電力も確保できるのではないかなと思うのですけれども、自分の想定していた提案とは少し内容は違いましたけれども、一応そういうことも検討していただきたいと思います。第1点目、終わらせていただきます。

議長（杉山和彦君） これ、要望でよろしいのですか。

2番（澤谷航一君） はい。

議長（杉山和彦君） そうすれば、2点目、宅配業者の直営所の誘致についての再質問ございますか。

2番、澤谷航一君。

2番（澤谷航一君） 実はこの撤退した業者さんと、昨年春以来水面下で検討していただいているのですけれども、割と前向きな回答をいただいていたと思うのですけれども、遅々として進んでいません。なので、どうなっているのと問合せをしたら、人を確保できるのかとか、町はどれくらいそれに協力していただけるのかというような回答もいただきましたので、これは町としても腰を上げていただいて、やっぱりその業者と一度接触をしていただきたいなと。ちょうどこの業者が撤退したタイミングというか、前後して、悪いことにナマコ漁が中止になったり、ホタテが死んでしまったりというのが、何かこの業者の撤退するタイミングと重なっていたということがすごく残念に思っているのです、ちょっと今、また地元で営業所というか、荷物を受け取れる直接の窓口を開設していただくように、町としても動いていただきたいなと思います。これは要望です。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉山和彦君） これをもって2番、澤谷航一議員の一般質問を打ち切ります。

次に、3番、野坂浩二議員の質問を許します。

3番、野坂浩二君。

（3番 野坂浩二君登壇）

3番（野坂浩二君） それでは、通告に従いまして2点ほど質問させていただきます。

1つ目、新たな分別回収品目についてであります。環境省は昨年4月、リチウムイオン電池について、市町村による分別回収を徹底するよう通知を出しました。これは、これまでリチウムイオン電池は自治体や家電量販店等で回収していたものの、一般ごみと一緒に捨てられ、ごみ処理施設やごみ収集車の火災の事故原因となり、社会問題化していることを受けたものです。また、本年4月から改正資源有効利用促進法により、モバイルバッテリーが指定再資源化製品になっております。そこで、町長に伺います。

①、この通知を受け、本年度よりごみ収集の一部変更があるものと思っておりましたが、特に変更もなく、ごみ収集カレンダーの変更もないようです。このことについて、町の対

応について伺いいたします。

②、モバイルバッテリーが原因かとのうわさ話も聞こえ、町民生活に少なからず支障が出た昨年6月のごみ焼却施設での火災事故について、説明を求めます。

2点目、町指定ごみ袋について。長引く中東情勢がいよいよ町民生活に影響を及ぼそうとしています。県内の報道番組で、指定ごみ袋品切れ、品薄状態の特集が放送されるや否や、他の自治体も次々と品切れ、品薄状況を発表し、今後の対応について苦慮している模様でした。多くの自治体が市販の代替袋の使用を限定で認める対策を取っておりますが、次の点について町長に伺います。

①、指定ごみ袋の当町の供給状況、今後について伺います。

②、このたび指定ごみ袋がリニューアルされたようですが、このことについて経緯やコスト面についてお聞きしたいと思います。

以上2点、よろしくお願いいたします。

議長（杉山和彦君） 町長より答弁を求めます。

町長。

（町長 石橋勝大君登壇）

町長（石橋勝大君） 3番、野坂浩二議員のご質問にお答えします。

ご質問の1番目、新たな分別回収品目についてであります。議員ご発言のとおり、近年廃棄物処理施設や収集運搬車両等において、リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品に起因する火災事故等が頻繁に発生していることから、昨年4月に環境省より、リチウム蓄電池等の適正処理について、必要な対策を実施するよう通知がありました。

また、本年4月には、改正資源有効利用促進法が施行され、モバイルバッテリー等の電源装置などが指定再資源化製品に新たに指定されております。

さて、ご質問の1点目、この通知を受け、本年度よりごみ収集の一部変更があるものと思っておりましたが、ごみ収集カレンダーの変更もないようです。町の対応について伺いいたしますについてであります。町ではこれまでリチウム蓄電池については、製造事業者等による自主回収を行っているもののほか、リサイクルマークが記載されたものについては、家電量販店等での回収が可能であることを周知しております。

しかし、一部には製造事業者等による自主回収を行っていないもののほか、リサイクルマークが記載されていないものや、膨張・変形したものについては家電量販店等で回収できないことから、町ではこうした家電量販店等での回収不能なものについて、家庭内に退蔵させないよう、昨年度から、町窓口での回収を実施しております。

なお、特に膨張・変形したものについては、発煙・発火の危険性があるため、ごみステーションでの回収ではなく、町窓口に限定して回収し、保管することとしております。

このことから、令和8年度家庭ごみ収集日程表には、リチウム蓄電池等の回収について記載しておりませんが、現時点での対処方法について、町広報紙などにより周知してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

次に、ご質問の2点目、モバイルバッテリーが原因かとのうわさ話も聞こえ、町民生活に少なからず支障が出た昨年6月のごみ焼却施設での火災事故について、説明を求めますについてありますが、昨年6月発生のクリーン・ペア・はまなすの火災事故について、北部上北広域事務組合からの報告では、野辺地警察署及び北部上北広域事務組合消防本部による合同の現場検証が行われ、出火場所はリサイクル棟地下のナンバー1 破碎物コンベアと判断され、出火場所の検証の結果、出火場所付近にリチウムイオン電池のセル部3個が焼損した状態で発見され、出火原因の要因とはなり得るが、今回の出火原因に断定するには至らなかったとのことであります。

施設の損害については、粗大ごみ処理施設の回転式破碎機より下のナンバー1 破碎物コンベア地下部分の出火場所から、粗大ごみ処理設備と排気ダクトを共有する缶処理設備、木くず処理設備及び制御盤等の電気設備まで広範囲にわたっての焼損及び放水による水損が見受けられたとのことであります。

なお、令和7年度において、火災による崩落危険個所の撤去工事が行われており、今後は、火害調査を実施し、復旧計画案について検討していく予定であるとのことであります。

町といたしましては、今後このような事故が起きないように、北部上北広域事務組合並びに構成町村で協力して、リチウムイオン電池も含めて、一般廃棄物の収集・運搬・処分体制について、改めて検討してまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、ご質問の2番目、町指定ごみ袋についてであります。議員ご発言のとおり、多くの自治体で指定ごみ袋の品切れ・品薄状態などが発生し、市販の代替袋の使用を限定で認める自治体もあるとの報道から、町民の皆様にはご心配をおかけしていることと思います。

さて、ご質問の1点目、指定ごみ袋の当町の供給状況・今後について伺いますについてであります。町では、指定ごみ袋の在庫を一定程度確保しているほか、今年度の指定ごみ袋購入事業において、業者と契約を締結しており、例年同様、年間を通して安定供給される見込みであります。

なお、町民の皆様には、既に町ホームページ及び公式ラインのほか、販売店を通じ、この事実をお知らせし、買い占めなどが起こらないよう、冷静なご対応をお願いしているところであります。

次に、ご質問の2点目、このたび指定ごみ袋がリニューアルされたようですが、このこ

とについて、経緯やコスト面についてお聞きしたいと思いますについてであります、町では令和7年度購入の町指定ごみ袋から、形状・材質等の変更を実施いたしました。

これは、主に高齢者の方々から、ごみ袋に持ち手をつけてほしいとの要望等があり、変更したものであります。

また、材質については、原材料のポリエチレンに炭酸カルシウムを配合することにより、石油由来のプラスチック使用量の削減とCO₂排出量の削減が図られることから、環境に配慮し、変更したものであり、コスト面においては、仕入れ先や納入方法の変更などにより、今までどおり販売価格は据え置いております。

今後とも町民の皆様の負担軽減を図りながら、ごみの排出量削減や3Rの推進など、環境衛生に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、3番、野坂浩二議員のご質問への答弁とさせていただきます。

議長（杉山和彦君） 答弁は終わりました。

1点目、新たな分別回収品目についての再質問ございますか。

3番、野坂浩二君。

3番（野坂浩二君） ①番については、環境省から通知が来たということで、本年度からごみ収集の品目に追加があるものだと勝手に考えていたわけですがけれども、窓口にて回収しているということなので、この辺についてもまた周知をお願いしたいと思います。

また、2番と併せまして、現在技術の進歩により、非常に多くの商品についてコードレス仕様になっており、当然中にはバッテリーが内蔵されてあると。これによって、ごみ焼却施設クリーン・ペアでの火災がこのことによるものとは断定できないものの、火災の可能性が非常に高くなるということで、ごみと一緒に捨てられることを未然に防ぐ目的からも、もう一度周知を徹底していただきたいという要望で、1点目については終わりたいと思います。

議長（杉山和彦君） 次に、2点目、町指定ごみ袋についての再質問ございますか。

3番、野坂浩二君。

3番（野坂浩二君） ちょうど本日の新聞記事で報道されておりましたとおり、横浜町のホームページで6月2日に紹介されておりますけれども、この①の問題については、まず人口の多い、消費の需要の多い市部を中心とした問題だと思っておりますので、この点についての再質問はありません。

②点目ですがけれども、今回ごみ袋に取っ手部分が追加されたことにつきましては、私が10年ほど前、1年生議員だったときに再質問として発言しましたところ、担当課長よりコストの面で実現は難しい旨の回答をいただいております。今回取っ手がつき、私自身も喜

んで使用しましたところ、ちょっと違和感がありまして、触り心地が違う点、またごみの量が前より入らなくなったような気がした点、またプラスチックごみで使用した際に、裂けやすくなったような気がした点がありましたので、袋の記載を確認してみましたところ、ごみ袋の材料が環境配慮型の仕様になっていた点、また厚さが0.01ミリ薄くなっている点、そしてごみ袋に取っ手がついたことによって、勝手な解釈をしておりましたが、やはり一回り取っ手部分、加工の関係だと思えますけれども、小さくなっている点を確認しました。この点を考えますと、コスト面で致し方ないと思えますけれども、またこの点につきまして、今後について町民の声を聞いて見直し、改良の考えがあるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

議長（杉山和彦君） 町民課長。

町民課長（菊池和也君） ただいまの野坂浩二議員のご質問にお答えいたします。

ごみ袋の形状、材質等については、今後とも町民の皆様のご意見とご要望に耳を傾けて、よりよいものに随時改良してまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

以上です。

議長（杉山和彦君） 再々質問ございますか。

3番、野坂浩二君。

3番（野坂浩二君） あともう一点ですけれども、このごみ袋に関しては以前から高いという意見がありましたけれども、このごみ袋の価格に関しては、単にごみ袋の価格というわけではなく、ごみ処理場の維持管理を一部負担している点もあると思います。また、他の自治体では300円で売られている指定ごみ袋ありますけれども、こちらは一看すると安いわけですが、中身が実は10枚入りで、当町においての20枚600円と1枚当たり価格は同じということもあります。このごみ袋の売上げの一部がごみ処理場の維持、運営に充てられているという点も広報等で町民に周知していただけるようお願いしまして、こちらは要望として再々質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（杉山和彦君） これをもって3番、野坂浩二議員の一般質問を打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時09分

議長（杉山和彦君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎報告第1号の説明、質疑

議長（杉山和彦君） 日程第2、報告第1号 令和7年度横浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第2、報告第1号 令和7年度横浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、本件報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和7年度横浜町一般会計予算のうち、令和8年度へ繰越したもののについて報告するものであります。

その内容であります。議案書の2ページをお開き願います。2ページ、表中の2款1項防災ハザードマップ作成事業で400万円、2款4項戸籍附票システム改修事業で184万8,000円、2款4項住民基本台帳システム等改修事業で123万2,000円、7款1項横浜町民応援商品券事業で5,260万円、8款2項下河原地区町道舗装修繕事業で2,000万円、合計5事業で7,968万円を繰越しするものであります。その財源内訳につきましては、表中記載のとおりでございます。

以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終了いたします。

◎承認第3号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第3、承認第3号（専決第3号） 専決処分した事項の報告及び承認を求める件について（横浜町町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（若佐貴仁君） 日程第3、承認第3号（専決第3号） 専決処分した事項の報告及び承認を求める件について（横浜町町税条例の一部を改正する条例）であります。議案書の4ページを御覧ください。専決理由として、地方税法等の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布されたことにより、町税の課税・徴収事務に支障のないよう改正する必要があるため専決処分したものであります。

主な内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。15ページを御覧ください。第18条の3並びに6行下の第19条は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正と、あと種別割の名称を軽自動車税に変更する改正内容となっております。

続きまして、16ページをお願いします。下段の36条の2、18ページの36条の3の2では、所得税法の改正に合わせて項のずれの反映による改正であり、19ページの36条の3の3では、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正内容となっております。

続きまして、21ページをお願いします。下段の第63条では、固定資産税の免税点の改正でありまして、22ページをお願いします。家屋並びに償却資産の課税標準額の改正であります。

その下の80条から28ページの91条までは、先ほど前段で申し上げた軽自動車税環境性能割の廃止に伴う条項の削除と項ずれ並びに種別割から軽自動車税への名称変更の改正内容となっております。

続きまして、29ページをお願いします。改正前の中段の第7条の3が削除となり、30ページの第7条の3の2が改正後では第7条の3と繰上げとなります。また、同条から37ページの下段、第10条の4、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等までは、文言の変更や適用期限の延長、さらに条項のずれの改正内容となっております。

38ページをお願いします。中段の下、第10条の5では、令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等については、新設であります。

続きまして、40ページをお願いします。改正前の第15条の2から42ページの15条の6までは、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う削除、改正後の第16条から44ページの第16条の2までは、種別割から軽自動車税への名称変更や項のずれの改正内容となっております。

続きまして、46ページをお願いします。下段、第17条の2の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例では、適用期限の延長と、あと条項のずれ、47ページの下段の第4項の追加の改正となっております。

続きまして、49ページをお願いします。中段、第19条の3の特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例を追加する改正となっております。

50ページの下、第20条以降の改正内容につきましては、先ほどの第7条の3の2が削除による条項のずれの改正内容となっております。

11ページにお戻りいたしまして、下段、附則として第1条では、この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。ただし、次のページになりますけれども、（1）から（4）につきましては、それぞれの日から施行となります。

中段の第2条は、町民税に関する経過措置、13ページをお願いします。中段の第3条は、固定資産税に関する経過措置、下段の第4条は軽自動車税に関する経過措置となっております。

ます。

以上で説明をいたします。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

7 番、沖津正博君。

7 番（沖津正博君） 軽自動車の環境性能割の廃止に伴う種別割の名称変更ということなのですが、要は温暖化対策とか一生懸命進めている中で、要するに燃費のいい車は税金は安いと政策誘導してきたのが環境性能割ということなので、この環境性能割を廃止すること自体はちょっと残念だなというふうに思っていますので、この部分に関してはちょっと認められないというふうに思っています。

議長（杉山和彦君） 沖津議員、反対意見ということですか。

7 番（沖津正博君） そうです。反対になります。

議長（杉山和彦君） 反対意見がありましたので、次に賛成意見の発言を許します。ないですか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 以上で討論を打ち切ります。

反対意見がありましたので、起立によって採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（杉山和彦君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◎承認第 4 号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第 4、承認第 4 号（専決第 4 号） 専決処分した事項の報告及び承認を求める件について（横浜町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（若佐貴仁君） 日程第 4、承認第 4 号（専決第 4 号） 専決処分した事項の報告及び承認を求める件について（横浜町地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）であります。議案書の 56 ページを御覧ください。専決理由として、地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める条例の一部改正が令和 8 年 3 月 31 日

に公布されたことにより、町税の課税・徴収事務に支障のないよう改正する必要があるため専決処分したものであります。

主な内容については、新旧対照表でご説明申し上げます。58ページを御覧ください。第2条中の適用期限を令和10年3月31日まで延長する改正と、その下の下線部分、括弧書きを追加する改正であります。

57ページにお戻りいたしまして、附則としてこの条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

承認第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◎承認第5号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第5、承認第5号（専決第5号） 専決処分した事項の報告及び承認を求める件について（横浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（菊池和也君） 日程第5、承認第5号（専決第5号） 専決処分した事項の報告及び承認を求める件について（横浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。

議案書の60ページをお開き願います。専決理由については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の公布により、令和8年4月1日から子ども・子育て支援納付金を徴収することとされることに伴い、税率等の所要の改正及び地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）並びに地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、条例の一

部を改正する必要があるため専決処分したものであります。

改正の内容につきましては、4月16日に開催された議会全員協議会にてご説明しておりますので、簡潔に説明させていただきます。新旧対照表を使ってご説明させていただきます。66ページをお開き願います。こちら、第2条は課税額について定めており、条文を追加及び修正したものでございます。

67ページをお開き願います。こちらは、法律等により基礎課税額に係る賦課限度額の引上げ、第2条第5項は法律等により子ども・子育て支援納付金課税額に係る賦課限度額を設定したもの及び文言を修正、削除したものでございます。

68ページをお開き願います。こちらは、町が基礎課税額に係る所得割額を引き下げたものです。第4条は、条文の繰上げ及び町が基礎課税額に係る被保険者均等割額を引き下げ、第5条は条文の繰上げ及び町が基礎課税額に係る平等割額を引き下げたもの、その他条文を修正したものです。

69ページをお開き願います。第7条及び第7条の2は、条文の繰上げ、第9条の4は法律等の改正により子ども・子育て支援納付金課税額の追加に係る所得割額の追加及び新たに町が税率を設定、第9条の5は同じく被保険者均等割額の追加及び町が新たに税率を設定したもの、第9条の6は同じく18歳以上均等割額を追加し、町が新たに税率を設定したもの、第9条の7は同じく平等割額を追加し、町が新たに税率を設定したものでございます。

70ページをお開き願います。第23条では、国民健康保険税の減額について定めており、第1項は法律等により基礎課税額に係る賦課限度額を引き上げ、子ども・子育て支援納付金課税額の賦課限度額を追加したものです。

71ページをお開き願います。同項第1号は、町が7割軽減に係る基礎課税額の均等割額を引き下げたものです。

72ページをお開き願います。こちらは、法律等により7割軽減に係る子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額、18歳以上均等割額、平等割額を追加し、町が新たに税率を設定したものです。同項第2号は、法律等により5割軽減に係る基礎課税額の軽減判定所得を引き上げ、町が基礎課税額の均等割額を引き下げるものです。

73ページをお開き願います。こちらは、町が5割軽減に係る基礎課税額の平等割額を引き下げ、法律等により子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額、18歳以上均等割額を追加し、町が新たに税率を設定したものです。

74ページをお開き願います。こちらは、法律等により5割軽減に係る子ども・子育て支援納付金課税額の平等割額を追加し、町が新たに税率を設定、同項第3号は法律等により2割軽減に係る基礎課税額の軽減判定所得を引き上げ、町が基礎課税額の均等割額、平等

割額を引き下げたものです。

75ページをお開き願います。こちらは、法律等により2割軽減に係る子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額、18歳以上均等割額、平等割額を追加し、町が新たに税率を設定したものです。

76ページをお開き願います。こちら第23条第2項は、町が未就学児軽減に係る基礎課税額の均等割額を引き下げ、法律等により子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額を追加し、町が新たに税率を設定、同条第3項は産前産後の軽減について法律により条文を修正したものです。

77ページをお開き願います。こちらは、法律等により産前産後の軽減に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、均等割額、18歳以上均等割額を追加、第23条の4項は法律等により18歳未満の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額について減額規定を追加したものです。

78ページをお開き願います。本ページの原始附則第3号から84ページの第11項までについては、法律等により第9条の4、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額についてそれぞれ課税の特例に加えたもの及び条文を修正したもので、ページ戻りまして、65ページをお開き願います。附則として、第1項でこの条例は令和8年4月1日から施行するものとし、第2項でこの条例による改正後の横浜町国民健康保険税条例の規定は令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしたものです。

説明については以上です。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

7番、沖津正博君。

7番（沖津正博君） 3月の全員協議会で詳しく説明されておりました。それが今回議会に上がってきているわけです。町では、新たに子ども・子育て納付金の分も、国保税の中で新しく負担のないようないろいろ工夫、努力をされていて、そういう点では大変評価しております。医療分、介護分、後期の分の中で、子ども・子育ての追加される部分を医療分の中でパーセントを下げて吸収してしまうと。しかも、均等割、平等割の軽減判定の額を上げて、対象者を増やしていくという点では大変評価しています。

ただ、問題なのは、やっぱりどうして国民健康保険、社会保険から子ども・子育ての税金を取るのかというのが、国の方針でもう決まってしまうわけですが、それが解せ

ないというのが私の思いであります。一般会計から捻出すればいいではないかというふうに思うわけです。例えば復興税は、申告書の別枠に所得が出た後に、東日本大震災の復興税として取っているわけです。一般会計で処理できなければ、そういう形で所得税から取るのが筋ではないかなと私は思っています。所得税から取れば、税金を払う人が対象になるわけですが、所得税が出ない人は復興税払わないわけです。当然のことですので、国保から取れば、少ない金額であっても、所得のない人からも、子ども・子育て納付金を払わざるを得ないという仕組みになっています。国保に限らず、社会保険、医療保険から子ども・子育て、大事なことなのですが、これを取る方法が私は間違っていると思って、反対します。

議長（杉山和彦君） 反対意見がありました。

次に、賛成意見の発言を許します。

4番、杉山大栄君。

4番（杉山大栄君） 思いはいろいろあると思うのですが、私はやっぱり国の方針が国保税から控除ということは、これは私はどうしようもないことだと思いますので、そういった部分で私は賛成とさせていただきます。

議長（杉山和彦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 以上で討論を打ち切ります。

反対意見がありましたので、起立によって採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（杉山和彦君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり、承認いたしました。

◎承認第6号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第6、承認第6号（専決第6号） 専決処分した事項の報告及び承認を求める件について（令和7年度横浜町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第6、承認第6号（専決第6号） 専決処分した事項の報告及び承認を求める件について（令和7年度横浜町一般会計補正予算（第7号））についてでございますが、予算書を御覧願います。既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ765万9,000円を減額し、予算の総額を49億881万4,000円とするものでございます。

あわせて、町債の補正を行っております。7ページをお開き願います。第2表、町債補正でございますが、町営住宅整備事業について限度額を1億4,240万円から1億1,340円に変更するものでございます。

次に、歳入の主なものでありますが、10ページをお開き願います。1款1項2目町民税、法人でございますが、326万円を増額しております。

次に、2項1目の固定資産税では2,270万円を増額しております。

11ページをお開き願います。1款4項1目たばこ税で132万8,000円を減額しており、中段、2款3項1目森林環境譲与税で199万7,000円を増額しております。

12ページをお願いします。5款1項1目株式等譲渡所得割交付金で207万1,000円を増額しております。

次に、7款1項1目地方消費税交付金で2,404万3,000円を増額しております。

次に、10款1項1目地方交付税では7,179万9,000円を増額しております。

次に、12款1項2目の教育費負担金では203万3,000円を減額しております。

14ページをお開き願います。14ページの下段、14款1項1目民生費国庫負担金で2,897万2,000円を増額しております。こちらは、2節の障害者福祉費負担金3,215万円が主なものでございます。

15ページをお願いします。14款2項1目総務費国庫補助金で794万9,000円を減額しております。こちらは、3節デジタル基盤改革支援補助金1,034万6,000円の減額が主なものでございます。

16ページをお願いします。上段、4目土木費国庫補助金で3,700万5,000円を増額しております。こちらは、2節公営住宅等整備事業交付金の2,880万1,000円が主なものでございます。

同じく16ページの下段、15款1項1目民生費県負担金で548万2,000円を減額しております。こちらは、2節障害者福祉費負担金424万8,000円の減が主なものでございます。

17ページをお願いします。15款2項1目総務費県補助金で1,169万円を減額しております。

次に、2目の民生費県補助金では389万7,000円を減額しておりますが、こちらは3節の障害者福祉費補助金332万1,000円の減額が主なものであります。

18ページをお願いします。15款3項1目の総務費県委託金で263万9,000円を減額しております。こちらは、7節の選挙費委託金270万円の減額が主なものでございます。

19ページをお願いします。18款2項1目財政調整基金繰入金では1億3,536万8,000円を減額しております。

次に、9目の人づくり基金繰入金で895万円を減額しております。

21ページをお願いします。21款1項2目の土木債で2,900万円減額しております。こちらは、2節の町営住宅整備事業債でございます。

次に、歳出の主なものでございますが、22ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費で591万2,000円を減額しております。こちらは、12節委託料の402万4,000円の減額が主なものであります。

次に、5目の財産管理費では1億2,274万9,000円を増額しております。こちらは、24節積立金の1億2,300万円が主なものでございます。

23ページをお願いします。2款1項12目の情報通信環境整備費で350万円を減額しております。こちらは、14節の支障移転工事の工事費でございます。

次に、2款2項3目の原子力発電施設等広報調査費で584万4,000円を減額しております。こちらは、8節旅費の416万7,000円の金額が主なものであります。

24ページをお願いします。5目の電源立地地域対策費で859万4,000円を減額しております。こちらは、24節の町立小中学校維持運営基金積立金839万4,000円の減額が主なものであります。

次に、7目の情報システム費では2,946万1,000円を減額しております。こちらは、12節の地方公共団体情報システム標準化・共通化業務委託料2,096万1,000円の減が主なものとなっております。

25ページをお願いします。2款4項1目戸籍住民登録費で269万4,000円を減額しております。こちらは、12節の戸籍総合システム標準化業務委託料264万円の金額が主なものであります。

26ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費で161万3,000円を減額しております。こちらは、19節出産祝い金の100万円の減が主なものであります。

29ページをお開き願います。4款1項2目予防費で510万円を減額しております。こちらは、12節予防接種・結核検診委託料の500万円の減が主なものであります。

次に、3目の母子衛生費では487万7,000円を減額しております。こちらは、12節委託料の185万円の減額が主なものであります。

30ページをお願いします。中段4款2項1目清掃総務費で565万4,000円を減額しております。こちらは、18節の北部上北広域事務組合負担の減額であります。

次に、4目の下水道処理費では218万円を減額しております。こちらは、18節、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の減額であります。

32ページをお願いします。6款2項8目の土地改良費で300万円減額しております。こちらは、14節の工事請負費200万円の減額が主なものであります。

次に、10目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費で320万円を減額しており

ますが、こちらは18節、横浜町農業・水産業物価高騰対策支援給付金の減であります。

33ページをお願いします。下段の7款1項7目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費で210万円を減額しておりますが、こちらは18節、横浜町中小企業等物価高騰対策支援給付金の減であります。

同じく33ページの下段、8款1項1目土木総務費で287万円を減額しております。こちらは、18節の負担金補助及び交付金の減であります。

35ページをお願いします。9款1項1目常備消防費で623万6,000円を減額しておりますが、こちらは18節の北部上北広域事務組合分担金の減であります。

同じく35ページの下段、10款1項2目事務局費で788万8,000円を減額しております。こちらは、36ページの上段になりますが、12節、校務支援システム導入委託料の585万4,000円の減額が主なものであります。

36ページの中段、4目の学校給食費無償化等子育て支援事業費では433万8,000円を減額しております。こちらは、18節、横浜町高校生通学等助成金393万8,000円の減額が主なものでございます。

以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

承認第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◎承認第7号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第7、承認第7号（専決第7号） 専決処分した事項の報告及び承認を求める件について（令和7年度横浜町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第7、承認第7号（専決第7号） 専決処分した事項の報告及び承認を求める件について（令和7年度横浜町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））でございますが、予算書を御覧願います。既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ840万2,000円を減額し、予算の総額を7億6,126万円とするものでございます。

歳入の主なものでありますが、6ページをお開き願います。1款1項1目国民健康保険税では398万8,000円を減額しております。

中段4款1項1目保険給付費等交付金で369万9,000円を減額しておりますが、こちらは1節保険給付費等交付金（普通交付金）の450万円の減額の主なものであります。

次に、歳出の主なものでございますが、8ページをお開き願います。8ページの上段、2款2項1目高額療養費で500万円を減額しております。こちらは、18節、一般被保険者高額療養費でございます。

9ページをお開き願います。4款2項1目保健衛生普及費で260万5,000円を減額しておりますが、こちらは12節の保健事業支援業務委託料の件であります。

以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

承認第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◎承認第8号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第8、承認第8号（専決第8号） 専決処分した事項の報告及び承認を求める件について（令和7年度横浜町介護保険特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第8、承認第8号（専決第8号） 専決処分した事項の報告及び承認を

求める件について（令和7年度横浜町介護保険特別会計補正予算（第5号））であります
が、予算書を御覧願います。保険事業勘定では、予算の総額に歳入歳出それぞれ290万
7,000円を追加し、予算の総額を9億418万2,000円とし、次に介護サービス事業勘定では
予算の総額から歳入歳出それぞれ44万8,000円を減額し、予算の総額を224万2,000円とす
るものでございます。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。6ページをお願いします。保険事業勘
定の歳入でございますが、3款2項1目調整交付金で331万7,000円を減額しております。

次に、2目の地域支援事業交付金（介護予防事業）では154万円を増額しております。

中段の4款1項1目介護給付費交付金で479万8,000円を増額しております。

次に、歳出の主なものでございますが、7ページをお開き願います。2款1項1目居宅
介護サービス給付費で331万7,000円を減額しております。

次に、2目の地域密着型介護サービス給付費では279万8,000円を増額しております。

8ページをお願いします。4款2項1目一般介護予防事業費では100万円を増額しており
まして、これは12節の介護予防教室の増であります。

次に、介護サービス事業勘定の歳入であります。13ページをお願いします。1款1項
1目介護予防サービス費収入で54万8,000円を減額しております。

次に、2款1項1目一般会計繰入金では10万円を増額しております。

次に、歳出でございますが、14ページをお願いします。1款1項1目介護予防支援事業
費で44万8,000円を減額しております。こちらは、3節の職員手当等で16万9,000円の減額、
12節の委託料で13万5,000円の減額が主な内容となっております。

以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

承認第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◎承認第9号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第9、承認第9号（専決第9号） 専決処分した事項の報告及び承認を求める件について（令和7年度横浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第9、承認第9号（専決第9号） 専決処分した事項の報告及び承認を求める件について（令和7年度横浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））でございますが、予算書を御覧願います。予算の総額に歳入歳出それぞれ17万2,000円を追加し、予算の総額を7,529万5,000円とするものであります。

歳入であります。6ページをお開き願います。3款1項1目事務費繰入金で14万2,000円を増額しております。

次に、5款2項1目の保険料還付金では3万円を増額しております。

歳出でございますが、7ページをお願いします。1款1項1目の一般管理費で14万2,000円増額しております。

次に、3款1項1目保険料還付金で1万9,000円を減額、4款1項1目の予備費で4万9,000円を増額しております。

以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

承認第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◎承認第10号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第10、承認第10号（専決第10号） 専決処分した事項の報告及び承認を求める件について（令和7年度横浜町下水道事業会計補正予算（第3号））を議題といたし

ます。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第10、承認第10号（専決第10号） 専決処分した事項の報告及び承認を求める件について（令和7年度横浜町下水道事業会計補正予算（第3号））でございますが、予算書を御覧願います。予算書1ページの収益的収入及び支出の補正でございますが、収入の第1款第2項営業外収益を470万9,000円減額し、支出の第1款第1項営業費用を159万4,000円減額しております。その内容であります。8ページをお願いします。収入の1款2項2目他会計補助金で470万9,000円を減額しております。

次に、支出であります。9ページをお願いします。1款1項1目管渠管理費で19万1,000円を減額、2目の処理場管理費で38万3,000円を減額、3目の総係費で102万円を減額しております。

予算書をお戻りいただきまして、2ページをお開き願います。次に、資本的収入及び支出の補正でございますが、収入の補正はございませんが、支出の第1款第1項企業債償還金を31万7,000円減額しております。その内容であります。11ページをお願いします。支出であります。1款1項1目企業債償還金で31万7,000円を減額しております。

以上でございます。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

承認第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◎承認第11号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第11、承認第11号（専決第11号） 専決処分した事項の報告及び承認を求める件について（令和7年度横浜町水道事業会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第11、承認第11号（専決第11号） 専決処分した事項の報告及び承認を求める件について（令和7年度横浜町水道事業会計補正予算（第5号））でございますが、予算書を御覧願います。予算書1ページの収益的収入及び支出の補正でございますが、収入の第1款第2項営業外収益を27万円減額し、支出の第1款第1項営業費用を874万3,000円減額しております。その内容であります、7ページをお開き願います。収入の1款2項3目受託工事負担金で27万円を減額しております。

9ページをお願いします。支出の1款1項1目原水及び浄水費で41万8,000円を減額、次に2目の配水及び給水費で591万円を減額しております。

10ページをお願いします。3目の総係費で241万5,000円を減額し、11ページ上段の4目減価償却費では1万円を増額、次に5目の資産減耗費では1万円を減額しております。

お戻りいただきまして、2ページをお開き願います。資本的収入及び支出の補正でございますが、収入の補正はありませんが、支出の第1款第1項建設改良費を122万4,000円減額しております。この内容であります、12ページをお開き願います。支出の1款1項1目事業費で92万4,000円を減額、13ページの4目営業設備費で30万円を減額しております。

以上でございます。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

承認第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第18号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第12、議案第18号 横浜町特別職の職員の給与支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澤谷隆充君） 日程第12、議案第18号 横浜町特別職の職員の給与支給条例の一部を改正する条例についてであります。議案書の91ページをお開き願います。提案理由につきましては、特別職の職員の6月及び12月の期末手当の支給について、横浜町職員の給与に関する条例第15条第2項の規定に基づく職員の期末手当の支給率を改めるため提案するものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、93ページをお開き願います。改正前の第4条の上から3行目のただし書中、下線部「100分の125」を改正後では、下線部「100分の126.25」に改めるものであります。

92ページにお戻りいただき、附則において、この条例は公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用するものであります。

説明については以上です。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第13、議案第19号 横浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澤谷隆充君） 日程第13、議案第19号 横浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案書の94ページをお開き願います。提案理由につきましては、通勤手当に係る額等を改めるため提案するものであります。

改正内容につきましては、96ページをお開き願います。新旧対照表になります。改正

前の第10条の3第2項第2号の下線部「6万6,400円」を改正後では下線部「6万6,200円」に改めるものであります。

95ページにお戻りいただきまして、附則において、この条例は公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用するものであります。

説明については以上です。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第14、議案第20号 横浜町防災会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澤谷隆充君） 日程第14、議案第20号 横浜町防災会議条例の一部を改正する条例についてであります。議案書の97ページをお開き願います。提案理由につきましては、第5次男女共同参画基本計画において、地方防災会議における女性委員の割合を高める目標が定められていることから、当町の女性委員の登用を高めるため、防災会議委員の定数について改めるため提案するものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表で99ページをお開き願います。改正前の第3条第6項の第4号の委員、こちらについては町長がその部内の職員のうちから指名するものでありますが、その定数を下線部「、2人」を改正後では下線部「、3人」に改めるものであります。

98ページにお戻りください。附則において、この条例は公布の日から施行するものであります。

説明は以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第21号及び議案第22号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） お諮りいたします。

日程第15、議案第21号 横浜町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例及び日程第16、議案第22号 横浜町議会議員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までの2議案について、関連性があるため、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第22号までを一括議題といたします。

議案第21号及び議案第22号について提出者の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（秋田和幸君） 日程第15、議案第21号 横浜町職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例についてであります。議案書の100ページを御覧ください。提案理由であります。青森県職員の旅費制度の全面見直しが令和8年4月1日から施行されたことに伴い、当町においても旅費の種目等の見直しを行うため提案するものであります。

主な内容についてご説明いたします。101ページを御覧ください。第1条は目的、第2条では条例における用語の意義、102ページからの第3条では旅費支給の対象者や条件を定めるもので、従来とほぼ同様の規定となっております。

105ページを御覧ください。第9条は、旅費の種目及び内容で、旅費の種類が規定されております。

また、第10条以降に個別の旅費の種目が規定されており、今回見直された主なものをご説明いたします。107ページを御覧ください。第14条、宿泊費は従来の宿泊料、第16条、宿泊手当は新設の規定で、宿泊を伴う際の夕食等の諸雑費として1夜当たりの定額支給するものであります。なお、従来の日当は廃止となります。

第17条、転居費は従来の移転料、第18条、着後滞在費は従来の着後手当、第19条、家族移転費は従来の扶養親族移転料であります。

108ページを御覧ください。第21条、渡航雑費も従来の旅行雑費であり、第22条、死亡手当は外国出張時に万が一亡くなった際に定額が支給されるもので、従来から規定がありましたが、今回の改定で金額の増額となっております。

ほかの条項については、条項番号の移動が主なものであり、内容に大きな変更はございません。

110ページを御覧ください。附則の第1項、施行期日は、この条例は公布の日から施行するものであります。

第2項から第5項までは、経過措置となっております。

続きまして、111ページをお開きください。日程第16、議案第22号 横浜町議会議員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案書の111ページをお願いします。提案理由であります。一般職の職員等の旅費制度の見直しに伴い、町議会議員の旅費の種目等を改めるため提案するものであります。

主な内容については、113ページの新旧対照表を御覧ください。第10条では、「国内」を改正後では「内国」に改め、「種類」を改正後では「種目」に改め、「車賃、日当、宿泊料」を改正後では「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改め、「別表第2に掲げる実費又は定額」を改正後では「町長等の区分」に改めるものであります。

第11条では、「種類」を改正後では「種目」に改め、「車賃、日当、宿泊料、支度料、旅行雑費」を改正後では「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に改め、第11条第2項では、旅費の額の次に、改正後では「及び死亡手当」を加え、「鉄道賃、船賃、航空賃、車賃等の交通費については実費とし、日当、宿泊料、支度料及び死亡手当については、別表第3に掲げる定額」を、改正後では「町長等の区分」に改めるものであります。

第11条第3項では、「旅行雑費の額」を改正後では「渡航雑費」に改め、「予防注射、旅券の交付手数料、査証手数料及び出入国税等の実費額とする。」を改正後では「外国旅行に要する雑費とし、その額は、一般職の職員の旅費支給の例による。」に改めるものであります。

別表第2及び別表第3は削除となります。

112ページに戻りまして、附則の第1項、施行期日は、この条例は公布の日から施行するもので、第2項は経過措置となっております。

以上で説明を終わります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

4番、杉山大栄君。

4番（杉山大栄君） 確認を含めて、ちょっとお聞きしたいのですけれども、今回の改正というのは、そもそも県の職員の旅費制度の全面見直しということなののですけれども、そうすれば今、支給のほうの説明あったのですけれども、県に倣っているということなのですけれども、ちなみに当町の精算というのは今どのようにされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（杉山和彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（秋田和幸君） ただいまの質問にお答えします。

横浜町の旅費規定のほうは、条例のほうは県に全部準拠しているわけではございません。県の改正を見習って、それに伴って横浜町の旅費支給の条例のほうは定めております。

なお、旅費支給に関しては、これまでどおり定額支給として、横浜町は継続してまいります。

以上です。

議長（杉山和彦君） 4番、杉山大栄君。

4番（杉山大栄君） 定額支給ということなのですけれども、県のほうは、国もちょっと私調べたら、実費精算なのです。支給の改定があるのだったら、私はこの精算のほうも県に倣って実費精算にするべきではないかなと思ったのですけれども、ちなみにちょっと県内の町村のほうもいろいろ聞いてみたのですけれども、結構実費精算という自治体があったのですけれども、その辺町のほうはまだ今のままで、定額支給してゼロ精算というやり方だということですね。

議長（杉山和彦君） 企画財政課長。

企画財政課長（秋田和幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

当町では、こちらは町の職員組合のほうの要望もありまして、まず職員の事務の軽減を図るために、これまでどおりのやり方を変えないで定額支給ということにしております。当然周りも実費支給が増えてきておりますので、その辺は今後改めて検討してまいりたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（杉山和彦君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） これをもって質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第21号及び議案第22号を一括して採決いたします。

両案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号及び議案第22号は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第23号～議案第31号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） お諮りいたします。

日程第17、議案第23号 横浜町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから日程第25、議案第31号 横浜町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの9議案を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号から議案第31号までを一括議題といたします。

議案第23号から議案第31号まで、提出者の説明を求めます。

町長。

町長（石橋勝大君） 日程第17、議案第23号 横浜町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を横浜町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、町議会の同意を求める。

任命する者の氏名、生年月日、住所。氏名、鳥山良子、生年月日、昭和29年9月16日生まれ、住所、横浜町字苗代川目9番地3、任期、令和8年7月20日から令和11年7月19日まで。略歴については、このとおりですので、省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、日程第18、議案第24号 横浜町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。下記の者を横浜町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、町議会の同意を求める。

氏名、沖津由藏、生年月日、昭和24年6月12日生まれ、住所、横浜町字吹越108番地1、任期については前任同様でございます。

日程第19、議案第25号 横浜町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。
下記の者を横浜町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、町議会の同意を求める。

氏名、青木一人、生年月日、昭和42年1月22日生まれ、住所、横浜町字百目木162番地11、任期は前任者同様でございます。

日程第20、議案第26号 横浜町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。
下記の者を横浜町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、町議会の同意を求める。

氏名、長倉喜美男、生年月日、昭和21年6月22日、住所、横浜町字明神平397番地1、任期は前任者同様でございます。

日程第21、議案第27号 横浜町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。
下記の者を横浜町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、町議会の同意を求める。

氏名、秋田孝明、生年月日、昭和39年9月9日、住所、横浜町字苗代川目42番地6、任期は前任者同様です。

日程第22、議案第28号 横浜町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。
下記の者を横浜町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、町議会の同意を求める。

氏名、濱谷和恵、生年月日、昭和32年1月28日、住所、横浜町字川尻37番地1。

日程第23、議案第29号 横浜町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。
下記の者を横浜町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、町議会の同意を求める。

氏名、杉山幸進、生年月日、昭和25年8月12日、住所、横浜町字館ノ後83番地1。

日程第24、議案第30号 横浜町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。
下記の者を横浜町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、町議会の同意を求める。

氏名、野坂時夫、生年月日、昭和30年2月27日生まれ、住所、横浜町字横浜115番地。

日程第25、議案第31号 横浜町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。
下記の者を横浜町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、町議会の同意を求める。

氏名、澤谷政夫、生年月日、昭和29年5月5日生まれ、住所、横浜町字中畑41番地12、任期は前任者同様です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりました。

なお、質疑及び採決については議案ごとに行いますので、ご了承願います。

まず、議案第23号、鳥山良子氏の任命について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第24号、沖津由藏氏の任命について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第25号、青木一人氏の任命について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第26号、長倉喜美男氏の任命について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第27号、秋田孝明氏の任命について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第28号ですが、地方自治法第117条の規定により、1番、濱谷和恵君は除斥の対象となりますので、退席を求めます。

（1番 濱谷和恵君退席）

議長（杉山和彦君） 議案第28号、濱谷和恵氏の任命について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで濱谷和恵君の入室を認めます。

（1番 濱谷和恵君着席）

議長（杉山和彦君） 次に、議案第29号、杉山幸進氏の任命について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第30号、野坂時夫氏の任命について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第31号、澤谷政夫氏の任命について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第26、議案第32号 工事請負契約の締結について、旧保健センター解体工事を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（秋田和幸君） 日程第26、議案第32号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書の125ページをお開き願います。提案理由であります。令和8年5月25日入札の結果、落札者が決定しましたので、令和8年6月1日付で仮契約を締結した町単企第1号旧保健センター解体工事について、横浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

1、工事名、旧保健センター解体工事、2、契約金額5,115万円、3、契約の相手方、上北郡横浜町字苗代川目42番地12、株式会社東星建設、代表取締役、長岐順治。

なお、入札状況等につきましては、参考資料に記載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第 33 号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第27、議案第33号 物品売買契約の締結について、町民マイクロバス購入事業を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澤谷隆充君） 日程第27、議案第33号 物品売買契約の締結について、町民マイクロバス購入事業についてであります。議案書の126ページをお開き願います。提案理由につきましては、令和8年5月25日入札の結果、落札者が決定したので、令和8年5月27日付で仮契約を締結した町民マイクロバス購入事業について、横浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

1、事業名は町民マイクロバス購入事業、2、契約金額は1,237万5,000円、3、契約の相手方はむつ市大平3番地3、青森三菱ふそう自動車販売株式会社、青森営業所むつ出張所、所長、小山内具視、納期は令和9年3月25日までとしております。

なお、入札結果等については、資料をお配りしておりますので、ご参考にしてください。

説明については以上です。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第 34 号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第28、議案第34号 物品売買契約の締結について、町長車購入事業を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（澤谷隆充君） 日程第28、議案第34号 物品売買契約の締結について、町長車購入事業についてありますが、議案書の127ページをお開き願います。提案理由につきましては、令和8年5月25日入札の結果、落札者が決定したので、令和8年5月27日付で仮契約を締結した町長車購入事業について、横浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

1、事業名は町長車購入事業、2、契約金額は493万6,800円、3、契約の相手方はむつ市緑ヶ丘33番5号、トヨタカローラ八戸株式会社、むつ店、店長、石田寿忠。納期は令和9年3月25日までとしております。

なお、入札結果等について資料をお配りしておりますので、ご参考にしてください。

説明については以上です。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。

5番、橋本円君。

5番（橋本 円君） 先ほどのマイクロバスの件とか、町長車購入の件、できれば車種名、仕様、そういうのもつけてもらえれば参考になるのではないかなと。新たにマイクロバスとかになると、これが4駆なのかどうか、何人乗りなのか……

議長（杉山和彦君） 橋本議員、マイクつけてください。

5番（橋本 円君） そういうのを入れてもらえれば助かります。町長車は、こういうのを、それもそうです。車種名、仕様、その辺もやっぱり入れてもらえればもっと参考になると思うので、これからはそういうことをよろしくお願いします。前トラックのときも、常任委員会のほうで説明があったので、分かるのですが、町内会長会議のときに、なぜあんなナビが必要なのかとか、そういうのがいろいろありましたので、やっぱりうちらにもその辺の車種名とか仕様等々も詳しく説明してもらえれば助かります。これは要望です。

議長（杉山和彦君） 3番、野坂浩二君。

3番（野坂浩二君） 今回の物品売買契約については、常任委員会のほうで説明がありましたけれども、落札価格が安いことにはこしたことないのですが、現行町長車のほうが下取りがあったということで、今回購入する本体の価格が安くなったということですが、その辺についてお聞きします。

現行町長車の年式、下取り価格が分かりましたらお願いいたします。

議長（杉山和彦君） 総務課長。

総務課長（澤谷隆充君） そうすれば、3番、野坂議員のご質問にお答えします。

町長車につきましては、平成24年8月に初登録して、14年経過しております。走行距離

につきましては約13万8,700キロ、その程度走っております。下取り価格については、約60万円程度。下取り価格が入ってのこちらの契約金額になっております。

以上です。

議長（杉山和彦君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） これをもって質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第29、議案第35号 令和8年度横浜町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第29、議案第35号 令和8年度横浜町一般会計補正予算（第1号）であります。予算書を御覧願います。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,883万5,000円を追加し、予算の総額を44億8,683万5,000円とするものでございます。

歳入の主なものでありますが、7ページをお開き願います。1款3項1目種別割で1,300万円を減額し、3目の軽自動車税で1,300万円を計上しております。

次に、15款2項5目教育費県補助金で181万2,000円を増額しております。こちらは、4節の青森県地方スポーツ振興費補助金179万2,000円が主なものであります。

次に、18款2項1目財政調整基金繰入金で1,905万6,000円を増額しております。

次に、9目のひとづくり基金繰入金では179万2,000円を減額しております。

歳出の主なものでありますが、8ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費で3,445万4,000円を減額しております。こちらは、1節の報酬と異動による人件費の調整によるものでございます。

次に、9 ページをお願いします。5 目の財産管理費で100万8,000円を増額しております。こちらは、14節のトイレ便器入替え工事100万円が主なものであります。

10ページをお願いします。2 款 4 項 1 目戸籍住民登録費で344万1,000円を増額しておりますが、こちらは人件費の調整によるものであります。

次に、11ページをお願いします。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費で776万9,000円を増額しておりますが、こちら人も人件費の調整によるものが主なものであります。

12ページをお願いします。上段の 3 目老人福祉費で220万4,000円を減額しております。こちらは、10節の修繕費で50万円の増額、27節の介護保険特別会計繰出金で271万4,000円の減額が主な内容となっております。

次に、13ページの 4 款から18ページの10款、ここまでは人件費の調整が主な補正でありますので、省略いたします。

次に、19ページをお願いします。3 目の給食センター管理運営費で466万4,000円を増額しておりますが、こちらは人件費の調整のほか、10節の修繕費で200万円を増額しております。

以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第36号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第30、議案第36号 令和8年度横浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第30、議案第36号 令和8年度横浜町国民健康保険特別会計補正予算（第

1号) ありますが、予算書を御覧願います。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ25万2,000円を追加し、予算の総額を7億1,346万円とするものであります。

歳入がありますが、6ページをお願いします。3款1項2目社会保障・税番号システム整備費等補助金で5万4,000円を計上しております。

次に、6款1項1目一般会計繰入金では19万8,000円を増額しております。

歳出がありますが、7ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費で19万7,000円を増額しております。こちらは3節の職員手当等であります。

次に、1款4項1目趣旨普及費に5万5,000円を増額しております。こちらは、10節の印刷製本費であります。

以上でございます。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第37号の説明、質疑、討論、採決

議長（杉山和彦君） 日程第31、議案第37号 令和8年度横浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

副町長。

副町長（菊池義規君） 日程第31、議案第37号 令和8年度横浜町介護保険特別会計補正予算（第1号）ありますが、予算書を御覧願います。

保険事業勘定予算の総額から歳入歳出それぞれ271万4,000円を減額し、予算の総額を8億69万6,000円とするものでございます。

歳入がありますが、6ページをお願いします。7款1項4目その他一般会計繰入金で

271万4,000円を減額しております。

歳出でございますが、7ページをお願いします。1款1項1目一般管理費で271万4,000円を減額しておりますが、人件費の調整によるものでございます。

以上であります。

議長（杉山和彦君） 提出者の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 討論なしと認めます。

議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（杉山和彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上をもって本定例町議会に提案されました全議案の審議は終了いたしました。

会期は6月11日から6月15日までとなっておりますが、皆様のご協力により、会期を3日繰り上げて閉会となりました。

◎町長挨拶

議長（杉山和彦君） ここで町長より挨拶があります。

町長。

町長（石橋勝大君） 令和8年第2回定例町議会の閉会に当たりまして、皆様方にお礼のご挨拶を申し上げます。

本定例町議会は、去る11日に開会され、本日をもって閉会できましたことは、議員の皆様のご理解とご協力のたまものであり、心からお礼申し上げます。また、提案いたしました全議案についてご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を賜ったところであり、誠にありがとうございます。また、本会議の中で貴重なご意見、ご要望等を賜りました事案につきましては、今後十分精査をいたしまして、行政に反映させるべく努力をしてみたいと思っております。

今後におきましても、町行政各般にわたり議員各位のご指導、ご協力をお願い申し上げるとともに、長時間にわたるご審議に心から感謝を申し上げ、お礼の言葉といたします。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

議長（杉山和彦君） これをもって令和８年第２回横浜町定例町議会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 ４時４８分）